

平成 30 年度
監 査 結 果 報 告 書

<財務・行政監査>

<出資団体等監査及び指定管理者監査>

平成 31 年 3 月

尼 崎 市 監 査 委 員

尼 監 報 告 第 15 号

平成 31 年 3 月 22 日

様

尼崎市監査委員	今 西 昭 文
同	藤 川 千 代
同	岸 田 光 広
同	酒 井 一

平成 30 年度 監査結果報告

地方自治法第 199 条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

「都市監査基準」の適用に伴う監査手続の変更について 1

1 監査結果の総括

平成30年度監査結果を総括して 5

2 財務・行政監査

〔監査の実施手順〕 11

(1) ひと咲きまち咲き担当局 13

委員措置要求事項 1 尼崎市未来いまカラダポイント事業について 15

委員措置要求事項 2 集団健診事業に係る業務委託について 27

委員措置要求事項 3 組織の意思決定の在り方について 31

委員改善要請事項 委託成果物の著作権の扱いについて 34

(2) 健康福祉局 36

(3) こども青少年本部事務局 39

(4) 経済環境局 42

委員改善要請事項 業務委託に係る見積書の妥当性について 44

(5) 都市整備局 46

委員措置要求事項 道路用地の使用料算定について 48

(6) 公営企業局 51

委員措置要求事項 雨水処理負担金の負担割合について 53

委員改善要請事項 伊丹市下水流送負担金等における負担割合について 56

(7) 教育委員会事務局 59

〔監査の実施手順〕 (工事監査) 62

工事監査 63

3 出資団体等監査及び指定管理者監査

〔監査の実施手順〕 67

出資団体監査・財政援助団体監査

公益財団法人尼崎口腔衛生センター 69

出資団体監査・指定管理者監査・財政援助団体監査

公益財団法人尼崎環境財団 【尼崎市立弥生ヶ丘斎場・尼崎市墓園】 76

委員改善要請事項 1 公益財団法人尼崎環境財団の経営状況について 86

委員改善要請事項 2 指定管理料における管理費の積算について 89

課題の分類について

監査の結果検出された課題は、その性質及び重要度により次の4つに分類している。

- 1 **委員措置要求事項**
監査委員が所要の是正措置を講ずるよう求める事項
- 2 **委員改善要請事項**
監査委員が改善を要請する事項
- 3 **事務局措置要求事項**
1及び2に該当する事項を除き、過誤等が軽微な事項で、監査事務局から所要の是正措置を講ずるよう求めるもの
- 4 **事務局改善要請事項**
1から3に該当する事項を除き、監査事務局からより一層の改善を促すため要請する事項

本報告書には1、2に分類された課題を掲載しているが、必要に応じて3、4に分類された課題にも言及している。

「都市監査基準」の適用に伴う監査手続の変更について

全国都市監査委員会により策定された「都市監査基準」の適用に伴い、本市においても、平成29年4月1日に同基準に準拠して尼崎市監査基準の全面改訂を行い、これに則って監査手続を変更した。以下、変更の趣旨と変更点の概要を述べる。

背景

1 地方自治法が定める監査委員監査

同法は、監査委員が市の事務事業を監査するにあたっては、特に「住民の福祉の増進」「最少経費・最大効果」「組織及び運営の合理化」「規模の適正化」の観点から行うべきことを定めている。

しかしながら、従来の自治体監査は一般に合規性、正確性のチェックが中心となっており、こうした法の趣旨を踏まえた監査への転換が課題であった。

地方自治法

第2条 …略…

⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

…略…

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

② 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務(…略…)の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

③ 監査委員は、第1項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。

…略…

2 国による監査制度の見直しと、「都市監査基準」の策定

平成22年12月、会計検査院の検査報告で、全ての都道府県及び政令指定都市に「預け」等の不適正経理が存在することが指摘されたが、いずれも当該地方公共団体の監査では指摘を受けていなかったことが明らかになった。

これを問題視した総務省は、監査制度の見直しを本格化させ、「地方公共団体の監査制度に

関する研究会報告書（平成 25 年 3 月）」を取りまとめた。

同報告書では、全国統一の監査基準の必要性が指摘され、これを第三者が作成すべきとされた。これに対し全国都市監査委員会は、統一基準の必要性を認めた上で、「地方分権の趣旨を踏まえ主体的に策定すべき」との認識に至り、平成 27 年 8 月に「都市監査基準」を策定、29 年度から全会員都市において適用することとした。

本基準の特色は次のとおりである。

(1) 規範性・品質管理

会員都市は原則として本基準に則って監査等を実施しなければならないとする。

また、監査等の品質が本基準に準拠していることを担保するため、監査等の手続や調書の保存等のルールを整備し、これに基づいて行われているかを監査委員が評価することとする。

(2) 「リスク・アプローチ手法」の導入

限られた監査資源（人・時間）を有効に活用し、効率的・効果的な監査を行うため、リスクの高い所属や事務事業に重点的に監査資源を配分することとする。

(3) 監査等において“3E”に着目すべきことを明記

地方自治法に定める『最少経費・最大効果』『組織及び運営の合理化』の観点からの監査』を実効的に行うこととする。

※ 3E：Effectiveness 有効性 / Efficiency 効率性 / Economy 経済性

3 「これからの自治体ガバナンスのあり方」を受けた地方自治法改正

平成 28 年 3 月、総理大臣の諮問を受けた第 31 次地方制度調査会により、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」が取りまとめられた。

この中で、地方公共団体は人口減少社会において合意形成が困難な課題について解決することが期待されていること、また、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、地方公共団体の事務の適正性の確保の要請が高まっていることを背景に、「長、監査委員等、議会、住民が…役割分担の方向性を共有しながら、それぞれが有する強みを活かして事務の適正性を確保することが重要」という考え方が基本として示されている。

その方策としては、①長による内部統制の制度化 ②監査委員監査の強化 ③住民訴訟制度の見直しの 3 つの取組をパッケージとして実施すべきとされ、監査委員に対しては内部統制体制の整備に資する監査が期待されている。

また、監査基準については、「地方公共団体は、統一的な監査基準に従って監査を実施することとするが、当該監査基準の内容については、地方分権の観点から、国が定めるのではなく、地方公共団体が…共同して定めることが適当である。」とされており、「都市監査基準」はこれに位置付けられる。

この答申を受けて、平成 29 年 3 月、上記①～③の内容を含む「地方自治法等の一部を改正する法律案」が衆議院に提出され、同年 6 月、同法が成立、公布された。

監査手続の変更の考え方

上記背景を踏まえ、本市においても、平成 29 年度から「都市監査基準」に準拠して全面改訂した「尼崎市監査基準」に則って監査等を実施している。

「都市監査基準」は、監査等の目的について、「行財政運営が…公正で合理的かつ効果的に実施されているかを住民の視点に立って確認」し、「都市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与」することであると明記している。さらに、この目的を果たすために「監査委員は…監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮しなければならない。」としている。

この観点から本市の従来の監査手続を見ると、行財政運営が「公正」であるのみならず「合理的かつ効果的に実施されているか（“3E”）」まで確認するために必要な手続、すなわち、対象組織の実務の現状や事務事業の成果に関する十分な情報の取得や、これらの分析、考察という手順が確保されているとは言い難い状況であった。また、“3E”の視点による監査意見を行財政運営の改善に生かすための、対象組織との意見交換、意思伝達といった手順も不十分であった。

以上の課題に対応するため、監査手続の見直しを行った。主な変更点は次のとおりである。

(1) リスク評価の実施

「リスク・アプローチ手法」導入のため、監査に先立ち、各組織のリスク評価を実施する。

(2) 予備調査の実施

監査対象組織の実務の現状や事務事業の成果に関する十分な情報を取得し、監査の着眼点を適切に絞り込むため、予備調査を実施する。

(3) 所属長ヒアリングの実施

監査の着眼点と検出事項について対象組織に十分説明し、意見を聴取することで、認識の共有を図り措置を促進するため、監査結果報告の作成に先立ち、所属長に対し事務局のヒアリングを実施する。

ヒアリングは、対象組織に対し各検出事項の事実の存否及び対応についての見解を確認する「課題事項確認書」を元に行う。書面で確認することで、対象組織の行財政運営の透明性の確保を企図する。

(4) 年間に行う監査の時期、回数の変更

財務・行政監査は、平成 28 年度まで年 2 回（4 月～・8 月～）行っていたが、手続の上記変更に伴い、年 1 回とする。

1 監査結果の総括

平成 30 年度監査結果を総括して

今年度の監査結果から、特に市全体の問題として取り組むべき事項は次のとおりである。

例年、監査を通じて様々な問題点を指摘しているが、指摘にあたっては、表面的な事象に留まらず、その奥に潜んでいる「問題の本質」について考察し、本質が何であるかについて当該部局と議論したうえで、解決の方向性についても極力認識を共有するべく努めている。

その結果、今年度の指摘事項については、ほとんどの所管部局から是正に向け検討する旨の回答を得ているが、各事例の考察を通じ、全庁的に認識を共有する必要があると思われる問題の本質を、二つのテーマ、「組織マネジメントの在り方について」、「前例踏襲に繋がる予算実績重視の弊害について」に整理した。

以下、具体的事例に則して考察していくこととする。

I 「組織マネジメント」の在り方について

営利・非営利を問わず、組織マネジメントの要諦は次の三点であると考える。

第一に、組織の果たすべき使命（ミッション）及び具体的目標達成イメージ（ビジョン）が明確であり、かつ、それについて組織メンバー間で共感され、共有されていること

第二に、区切りとなる実施期間（例えば年度）終了後、そのミッション及びビジョンの達成レベルが適切な評価基準により適正に評価され、要改善点が次の期間に生かされること（人事評価も含め、いわゆるPDCAサイクルが有効に機能すること）

第三に、ミッション・ビジョンの達成に向け重要な業務上の意思決定や、PDCAサイクルを有効に機能させるためのベースとなる計数関係の整備（決算処理等）が、適時・適切に行われること

これらは、組織責任者が肝に銘ずべきマネジメントの基本原則であり、換言すれば、広義の意味で内部統制体制のあるべき姿である。

しかしながら、今年度の監査において、この基本原則に照らし極めて憂慮すべき次の事例があった。

1 「尼崎市未来いまカラダポイント事業」について

＜ひと咲きまち咲き担当局＞

本事例の経緯と現状及び課題等の詳細については、「委員措置要求事項」（P. 15～27）に記載

載のとおりであるが、問題が多岐にわたるため整理すると主に次の三点である。

(1) ルーズな制度設計に起因する、様々な不適正・不適切な事象

- 事業手法の合理性に問題があり、費用対効果が不十分
ポイント交換件数の29年度実績は、補助金算定根拠想定件数の47%と低調
- 補助金の趣旨及び算定根拠が実態と不適合
予算措置の根拠はポイント交換費用の不足分補てんだが、決算上の実態は協議会運営全経費に充当
- 協議会会計と本市業務委託料について、その費用分担及び支出内容の適正性に疑問
平成27・28年度ポイントツール費の二重払疑念に関し、証ひょう類なく真相不明

(2) 不十分な効果検証及び不透明な予算執行に起因する、PDCAサイクルの機能不全

- 効果検証を求められない予算編成
本事業は、事務事業評価の単位である中事業「ヘルスアップ尼崎戦略事業」（予算総額約6億円）を構成する一つの小事業のさらに一部の業務（予算割合約1%）であり、効果検証等の評価が不十分
- 「総額管理」による不透明な予算執行
目的の異なる複数の業務を明確な仕様を定めず一括委託し、契約総額の中で具体的な業務内容を決定するなど、場当たりの予算執行

(3) 内部統制不在に起因する、乱脈経理とも言える事務処理

- 多くの会計書類の未作成、各年度の決算計数の不整合
- 明らかな不要物品の購入等、不適正な費用支出
- 事業開始年度以降の補助金残額の不適正な繰越し

このように、本事業は、マネジメントの在り方について極めて憂慮すべき問題があると言わざるを得ず、事業の制度設計をはじめ組織運営体制全般について抜本的見直しが必要である。

2 「集団健診」、「適塩化フォーラム」、「授業・野菜を食べよう」の各事業について

〈ひと咲きまち咲き担当局〉

本事例の経緯と現状及び課題等の詳細については、「委員措置要求事項」（P.27～34）に記載のとおりである。

要するにこれらの事例は、ミッションやビジョン、及び、その達成に向けて納得性のある業務プロセス等について、組織メンバー間で共感・共有するための明確かつ具体的な方針決裁・実施決裁等の意思決定がなされないまま、さらに、後二者の事業については組織所管外・事務分担外業務のため業務量・人員管理不在の状況のなか、相当に負担感のある業務が継続されているという、まさに組織マネジメントの原点が欠落している事例である。

その結果、適切な事務事業評価・人事評価がなされるはずもなく、また、ほとんどの業務が実権者からの口頭指示や前例踏襲だけで行われるため職員の「やらされ感」は強く、中途退職者が相対的に多い等、職員のモチベーション低下が著しい状況である。

上の二つの事例は、前述したマネジメントの基本原則と真逆の状況にあるといっても過言ではないが、一般的に、組織マネジメント上の最大のリスクは、次のような状況であると言われる。

- ① 能力と実績について一定の評価を得ている担当者が、専門性を必要とする重要な業務に、実権者として長期にわたって携わっていること
- ② そのため、上層部を含めた周囲の過度な信頼と依存、それに伴う担当者の慢心と驕り、さらに、その空気を反映した外からの自由で健全な意見の封印という、まさにアンタッチャブルな状況が生じること

これらの視点を踏まえ、諸資料の考察、幅広い関係者のヒアリング、委員監査会等を経て確信したことは、問題の背景と本質において同様の構図があるということである。すなわち、

- ① 生活習慣病予防という各事例のテーマは、昨今の時代の要請もあり取組が幅広く支持されており、また、各事業の属する「ヘルスアップ尼崎戦略事業」（事業開始以来約 20 年）についてのこれまでの取組は、少なくとも外形的には内外から一定の評価を得てきている。（ただし、当局も認識しているようであるが、「事業特性による難しさは理解できるものの、費用対効果等実績を証明するエビデンスが不十分」との意見も多い。）
- ② 同戦略事業は、特に専門性を要する分野であり、かつ、事業特性から長期にわたる継続的な取組が求められることから、能力と実績のある担当者が、実権者として事業開始以来ほぼ一貫して携わってきている。
- ③ このような取組の長期継続を可能とするのは、当然のことながら予算面・人事面等についての上層部の理解とサポートの存在であり、こうした事実の積み重ねが、上層部を含めた周囲の過度な信頼と依存、それに伴う担当者の慢心と驕り、さらに、その空気を反映した予算管理面等のマネジメントについてのアンタッチャブルな状況を生じさせている。

「権限と権力は異なる。マネジメントはもともと権力を持たない。権限という責任を持つだけである。マネジメントの持つ権限の正統性の根拠は一つしかない。それは、組織の目的である『人の強みを生産的なものにし、人の弱みを中和すること』である（P・F・ドラッカー）」との至言を重く受け止めなければならない。

II 前例踏襲に繋がる予算実績重視の弊害について

地方公共団体の財政運営は、厳格な事前統制が求められることから総計予算主義の原則が適用されるが、ひとたび予算に計上し実施された施策・金額は、行政の特質である施策の継続性及び事前統制手続の厳しさ（予算審議等）もあり、状況変化等による見直しの必要性が生じても機動的に修正されにくいという、予算実績重視の考え方に囚われる傾向がある。

安易な前例踏襲に繋がる予算実績重視の弊害ともいえる、次のような事例があった。

1 公共下水道事業に係る雨水処理負担金及び伊丹市下水流送負担金の算定について

＜公営企業局＞

本事例の経緯と現状及び課題等の詳細については、「委員措置要求事項・委員改善要請事項」(P. 53～58)に記載のとおりである。

要するに本事例は、事業経営や住民の使用料負担に影響を及ぼすため、より合理性・適正性が求められる雨水処理負担金割合等について、これまで明確な状況変化(施設整備の実績、施設用途の変更等)による見直しの必要性があったにもかかわらず、長年にわたって(前者は平成13年度以降、後者は昭和59年度以降)放置されたまま今日に至っており、その結果、現状の負担割合が合理性・適正性を欠くものとなっている事例である。

特に、前者の雨水処理負担金割合については、平成21年度に、見直しの必要性について財政部門と協議するも、厳しい財政事情のなか一般会計の負担増を回避したい同部門の強い意向を受け断念し、その後、協議が行われることはなかったわけであるが、そもそも本負担割合は、前述した理由から恣意性を排除した合理性・適正性が求められるはずであり、基本的には、予算実績重視に基づく前例踏襲が許されるものではない。

進行中の10年確率降雨への対応に向けた施設整備費等、今後とも負担割合の変化が想定されるが、その適正性確保は住民の使用料負担に関わる重要な問題であり、早急な見直し、及び、関係部局を含めた前例踏襲を防ぐ見直しルールの策定が必要である。

2 道路用地の使用料算定について

＜都市整備局＞

本事例の経緯と現状及び課題等の詳細については、「委員措置要求事項」(P. 48～50)に記載のとおりである。

要するに本事例は、不正使用の実態が改善できればとの安易な判断で、行政財産である道路予定土地の使用料について、より安い普通財産貸付料の算定方式により徴収するという異例扱いの要綱を、平成19年度に当局だけで決定(本来は資産統括局へ合議のうえ市長決裁が必要)、その後、年度ごとの更新時にも見直すことなく今日まで前例踏襲を続けてきた事例である。

さらに本事例は、次の観点より容認しがたい内部統制上の重要な問題を含んでいた。

(1) そもそも当局は、問題の本質が本事例と同様であった昨年度監査の最重要指摘事項、「塚口駅南自転車駐車場の土地・建物使用料について」の不適正徴収事例(※)における当事者であった。
※ 「平成29年度監査結果報告書」(P. 46～49) 参照

(2) 一方、当該事例の合議対象局である資産統括局の責任者であった同局長は、毎年度の合議決裁時に問題を見逃してきた責任を重く受け止め、速やかに局所属職員に指摘内容を徹底、その直後の昨年3月に当局から出された本事例使用許可の合議に対し、具体的な見直し案を示しながら、「今年度の監査指摘を踏まえ、本件行政財産使用料についても見直しが必要」との趣旨の当局長宛意見書を添付していた。

(3) しかしながら同意見書は、その後なぜか担当課止まりで局長を含む局内で共有されることはなく、今回の監査指摘まで見直されることなく放置されていた。

今回の事例は、異例な扱いに対する長年の前例踏襲という内部統制の問題だけではなく、組織トップである局長間で仕切られるべき意見書が放置されているという、まさに内部統制以前の極めて由々しき問題を含んでいる。

局長から局長宛の意見書がなぜ担当課の判断でストップするのか、基本的な情報共有の在り方・仕組みを改めなければ今後とも同様のことが起こりうると思う。

本市は、過去に、問題の重さと複雑さに違いはあるものの、類似のケースである入湯税過少申告問題（※）で大きな教訓を得ている。

局相互間でのチェック体制の在り方等も含め、今一度十分な点検が必要である。

※ 同問題は、平成 24 年 4 月に発覚し、第三者会議が当時の課長の過失責任を認定、最終的には、同課長が約 8 百万円の損害賠償金を支払うことで調停成立

その他、本市公益財団法人との一者特命随意契約において、

- ・ 各年度の業務委託料が定額となっている等、見積りの精査に係る透明性に問題がある事例（「委員改善要請事項」P. 44～45）
- ・ 指定管理料の管理経費配分が、長年にわたり不適切となっている事例（「委員改善要請事項」P. 86～88）

等があり、いずれも前例踏襲に繋がる予算実績重視の考え方を色濃く反映している事例であった。

内部統制の概念を含む組織マネジメントの問題は、昨今の近隣自治体における不祥事の例を持ち出すまでもなく、トップマネジメントをはじめ各組織の責任者にとって不断の検証と見直しが求められる永遠のテーマであり、厳しい自己規律が必要である。

平成 29 年 6 月に地方自治法の一部が改正された。改正趣旨は、人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスの在り方、換言すれば、自治体マネジメントを如何にして強化していくかと言うことである。

主たる内容は、内部統制体制の整備の義務付け、監査機能の強化などであり、平成 32 年 4 月までに内容の全てが施行されることになっている。

内部統制体制の整備は、都道府県及び指定都市以外は努力義務となっているが、将来にわたる自治体マネジメントの重要性、及び本市の現状に鑑みると、その整備は必須の課題だと考える。市長部局における精力的な検討を期待したい。

監査委員としても、改正趣旨に沿った使命を果たすべく全力を傾注する所存である。

以 上

2 財務・行政監査

平成 30 年度 財務・行政監査 〔監査の実施手順〕

平成 30 年度財務・行政監査は、次の手順に従って実施した。

1 監査対象課の選定

(1) 監査重点項目の設定

【平成 30 年度監査重点項目】

土地又は建物の貸付けを行っている。

(2) リスク評価の実施と監査対象課の選定

各課について、監査重点項目と「業務上のリスクを生む要因」の有無による評価を行い、これを参考に調査の効率性等も考慮して監査対象課を選定する。(7 局 29 課)

2 監査における着眼点の設定

(1) 「リスク仮説検討対象事業」の選定とリスク仮説の設定

ア 1 課につき 5 中事業程度を「リスク仮説検討対象事業」として選定し、監査対象事業とする。

〔選定方法〕

3E 視点の課題は、予算規模が大きいほどその影響も大きいと考えられるため、原則として平成 30 年度当初予算額を基準に選定するが、事業の内容により加除を行う。すなわち、「予算規模が大きくても、法定業務等、市の裁量の余地が乏しい事業は除く。」「予算規模が小さくても、従業員数が多い、業務の性質上重要なリスクを有する等の要因がある事業は加える。」といった調整を行う（選定した事業に付随する事業が別にある場合は、併せて選定する。）。なお、監査重点項目の該当事業は、予算額の多寡によらず選定する。

イ 「リスク仮説検討対象事業」各事業について、次の着眼点によりリスク仮説を設定する。

(ア) 監査重点項目（土地又は建物の貸付けを行っている。）

土地又は建物の貸付けが適正に行われているか。

(イ) 事業手法

事業手法と期待する効果との間に合理性があるか。

(ウ) 成果検証

成果検証が適切に行われ、事業改善に反映されているか。

(エ) 実施方法（直費、業務委託等）

事業を効率的・効果的・経済的に実施するために最適な実施方法がとられているか。

(オ) 業務委託又は指定管理の管理

業務委託（指定管理）にあたり、事業者の選定、委託（指定管理）料の設定、履行確認等、必要な管理が適正に行われているか。

(カ) その他、事業実施に伴う事務に関すること

個人情報の保護、暴力団等の排除、参加者の安全確保等、リスク回避の対策が適切に取られているか。

(2) 予備調査の実施と本調査における着眼点の設定

リスク仮説に基づいて予備調査（資料入手、対象課への照会等）を行うことで、リスクが高いと見込まれる事業をさらに絞り込み、本調査における着眼点（検証すべき事項）を設定する。

3 本調査の実施

(1) 着眼点の検証

2で設定した着眼点を中心に、担当者等への質問、実査、関係書面の調査等を行い、事実を検証する。なお、本調査の過程で着眼点以外に関する課題が検出された場合は、当該事項についても併せて検証を行う。

(2) 事務一般の適正性に関する調査の実施

(1)と並行して、事務一般が適正に執行されているかを確認するため、現金及び重要物品の管理状況の調査、近接旅費の支出状況の抽出調査を実施する。

4 所属長ヒアリングの実施

本調査の結果検出された課題について、監査事務局から対象課の所属長に対し、その内容を説明するとともに、事実の存否及び対応への見解を確認する。

5 委員監査会の開催

監査委員が直接監査するための場として、必要に応じて、委員監査会を開催する。

(1) ひと咲きまち咲き担当局

対象組織	ひと咲き施策推進部 ひと咲き施策推進課、ひと咲き施設整備担当、尼崎大学・学びと育ち研究担当、ヘルスアップ戦略担当、健康支援推進担当
監査の期間	平成30年11月1日から平成31年3月1日まで

第1 対象組織の役割及び主な監査対象事業

1 ひと咲き施策推進課

(1) 組織の役割

「尼崎市自治のまちづくり条例」の理念を具現化するため、協働のまちづくり及びコミュニティの醸成に向けた施策の基本方針を策定するとともに、これに係る事業の企画、立案、調整を行う。

(2) 主な監査対象事業

平成30年8月1日付けで同課の予算が尼崎大学・学びと育ち研究担当及び市民協働局に全て移管されたため、同課の監査は実施していない。

2 ひと咲き施設整備担当

(1) 組織の役割

「あまがさき・ひと咲きプラザ」（旧聖トマス大学施設）を「学びと育ちを支援する」機能を持つ施設として活用するため、施設の整備及び維持管理を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成30年度当初予算(千円)
あまがさき・ひと咲きプラザ整備事業	880,000
あまがさき・ひと咲きプラザ管理運営事業	38,354

3 尼崎大学・学びと育ち研究担当

(1) 組織の役割

地域づくりに取り組む“人づくり”に向け、市民の主体的学習を支援するとともに、子どもが主体的に生きる力を身につけるための教育政策研究を推進する。

また、教育委員会との連携を図り、総合教育会議（市長及び教育委員会で構成）の運営を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成30年度当初予算(千円)
みんなの尼崎大学事業	6,929
自治のまちづくり条例推進事業	※ひと咲き施策推進課から移管 2,359

4 ヘルスアップ戦略担当

(1) 組織の役割

市民の健康の増進と、医療費、介護給付費等の適正化のため、全てのライフステージを対象とした施策に組織横断的に取り組む「ヘルスアップ尼崎戦略推進会議」を運営するとともに、「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン(平成23年12月策定)」に基づく取組を推進する。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成30年度当初予算(千円)
生活習慣病予防ガイドライン推進事業	2,912
まちの健康経営推進事業(特別会計国民健康保険事業費)	1,840
まちの健康経営推進事業	300

5 健康支援推進担当

(1) 組織の役割

市民の健康の増進と、医療費、介護給付費等の適正化のため、特定健康診査及び特定保健指導、生活習慣病の予防等に係る健康診査、保健指導及び研究、後期高齢者医療制度の被保険者の健康診査及び保健指導を実施するとともに、「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン」に基づく取組を推進する。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成30年度当初予算(千円)
ヘルスアップ尼崎戦略事業(特別会計国民健康保険事業費)	615,067
重複・頻回受診者訪問指導事業	216

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては次の課題が検出された。委員措置要求事項について速やかに所要の措置を講じられるとともに、委員改善要請事項について記載のとおり取り組まれない。

委員措置要求事項 1

<尼崎市未来いまカラダポイント事業について>

〔ヘルスアップ戦略担当、健康支援推進担当〕

項目一覧

- | | |
|--------------------------------|-----------------------|
| 1 事業概要 | (2) 委託料について |
| (1) 協議会の概要 | ア 不適切な委託料支出 |
| (2) ポイント事業の仕組み | イ 不適正な委託料の算定及び執行 |
| (3) ポイント事業に係る市の支出 | (3) 予算編成について |
| ア 補助金 | (4) 協議会会計における事務執行について |
| イ 委託料 | (5) 協議会会計における費用支出について |
| ウ 市の支出が二本立て（補助金・委託料）
となった経緯 | ア ポイントツール費 |
| (4) ポイント事業の実績 | イ 翌年度購入分 |
| | (6) 事業効果について |
| 2 問題点 | |
| (1) 補助金について | |
| ア 不明瞭な補助対象経費 | |
| イ 不適正な補助金交付 | |

1 事業概要

尼崎市未来いまカラダポイント事業（以下、「ポイント事業」という。）は、市及び市内各種団体が構成する尼崎市未来いまカラダ協議会（以下、「協議会」という。）が、インセンティブ付与による市民の健康行動促進のため実施している事業である（平成 27 年度～）。

以下、その概要を示す。

(1) 協議会の概要（平成 30 年 11 月時点）

設 立	平成 27 年 6 月
構成団体	市、尼崎商工会議所、尼崎市社会福祉協議会、尼崎市 P T A 連合会、尼崎市医師会、ポイント事業協賛企業 35 社
体 制	役 員：会 長 （商工会議所所属者） 副会長 2 人（社会福祉協議会所属者、ひと咲きまち咲き担当局長） 監 事 （協賛企業所属者） 事務局：市（ヘルスアップ戦略担当）

協議会は、経済産業省が推進する「地域版次世代ヘルスケア産業協議会」（平成 30 年 5 月時点で全国 39 協議会）の一つとなっている。

【地域版次世代ヘルスケア産業協議会 P R 資料（抄）】

尼崎市未来いまカラダ協議会

協議会の概要

- ✓ 尼崎市では市と市民及び事業者が、市民の健康寿命の延伸を目指し、自らの健康づくりの取組を促進させるための施策について協議を行う場として「尼崎市未来いまカラダ協議会」を設置している。
- ✓ 協賛企業同士のコラボレーションによる健康づくり情報の発信や、健康に寄与する商品の効果検証事業など、健康寿命延伸産業の創出に向けた支援を行うと共に、健康行動を起こした市民にインセンティブを付与する「尼崎市未来いまカラダポイント事業」を協賛企業と共に運営するなど、誰もが健康行動を起こすことができるまちの環境づくりを進める。

P R ポイント

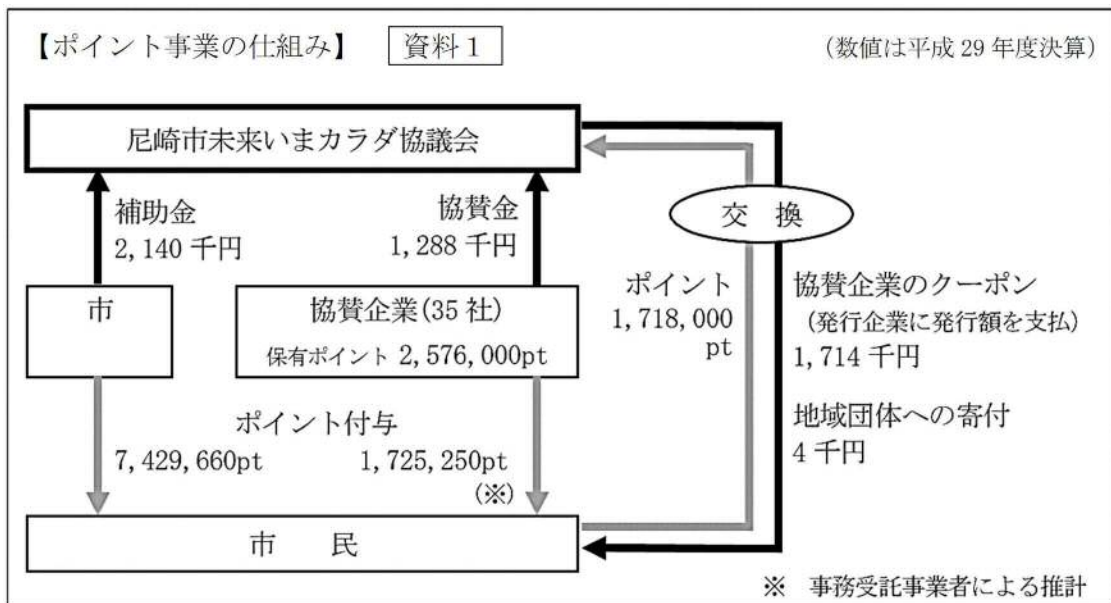
- ✓ 「尼崎市未来いまカラダポイント事業」（説明略）
- ✓ 「まちの健康経営」に向けた新たなビジネスモデルの構築（説明略）

その他の活動実績

- ✓ 健康・未来・経営を考えるフォーラムの開催（説明略）
- ✓ 健康経営に関する市内企業調査
- ✓ 尼崎市や他団体とのコラボレーション事業
 - ① 尼崎市×LAWSON コンビニ健診
 - ② やさいをたべようレシピコンテスト
 - ③ 健康屋台の出店 など

（経済産業省ホームページより）

(2) ポイント事業の仕組み



協賛企業は協議会に協賛金を支払い、金額の 2 倍の保有ポイントを取得（例：協賛金 5,000 円で 10,000pt 取得）、これを上限に自社の健康商品・サービスを購入した市民にポイントを付与する（付与期間は当該年度中。対象商品は協議会と調整のうえ決定するが、付与ポイント数

は企業の自由である。)

市は、協議会に補助金を交付し、健診・保健指導等を受けた市民、市の健康関連事業に参加した市民にポイントを付与するが、付与数に上限はない。

【付与ポイントの例】

協賛企業		市	
特保のペットボトル茶	10pt	健診を受ける	300pt
健康弁当	20pt	保健指導を受ける	300pt
スポーツクラブ見学・体験	10～50pt	禁煙支援相談を受ける	20pt
ゴルフ練習場 1,000 円利用	10pt	知人に健診を紹介	100pt
健康に配慮したフレンチディナー	200pt	市の健康関連事業に参加	10～20pt

市民は 1,000pt を集めて事務局に申請し、協賛企業各社のクーポン（クオカード、図書券等のプリペイドカード又は商品引換券 1,000 円相当）か、地域団体への寄付かを選んで交換する。交換申請期限はポイント付与年度末である。

(3) ポイント事業に係る市の支出

市の支出は補助金と委託料であり、計上されている中事業及び支出額は次のとおりである。

【ポイント事業に係る市の支出実績】 資料 2

費目 (所管組織)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
補助金 〔ヘルスアップ 戦略担当〕	中事業「ヘルスアップ尼崎戦略事業」			中事業「まちの健康経営推進事業」
	2,140,000 円	2,140,000 円	2,140,000 円	1,840,000 円 (概算払)
委託料 〔健康支援 推進担当〕	中事業「ヘルスアップ尼崎戦略事業」			
	2,297,420 円	2,297,419 円	6,000,000 円 追加 4,634,280 円	6,000,000 円 (負担行為)
合計	4,437,420 円	4,437,419 円	12,774,280 円	7,840,000 円

「ヘルスアップ尼崎戦略事業」の予算執行の所管組織は、平成 29 年度までヘルスアップ戦略担当及び健康支援推進担当であったが、30 年度は健康支援推進担当の単独となっている。

ア 補助金

市と協賛企業は、補助金・協賛金としてともに本事業の原資を負担するが、補助金は協賛金と異なり、市の保有ポイントの対価としてではなく、事業費不足分の補てんとして支出されている。補助金交付決定決裁の添付資料によると、補助金算定根拠は次のとおりである。

【補助金算定根拠】 資料 3

- ① 対象者 405,000 人、うち 3% が事業参加、うち 50% が 1,000pt 達成、うち 60% がポイント交換すると想定
 ポイント交換件数… $405,000 \text{ 人} \times 3\% \times 50\% \times 60\% = 3,640 \text{ 件}$
 ポイント交換費用… $1,000 \text{ 円} \times 3,640 \text{ 件} = 3,640,000 \text{ 円}$
- ② 企業協賛金収入を 1,500,000 円と想定
 必要な補助金… $3,640,000 \text{ 円} - 1,500,000 \text{ 円} = 2,140,000 \text{ 円}$

予算は平成 29 年度まで中事業「ヘルスアップ尼崎戦略事業」に計上されていたが、30 年度からは新たな中事業「まちの健康経営推進事業」に計上されている。また、30 年度から 300 千円減額され、同額が協議会の新規事業の補助金として交付されている。

イ 委託料

ポイント事業実施や協議会運営に係る業務を市が事業者へ委託しているものであり、仕様書によると委託内容の概要は次のとおりである。

- ・ポイント事業関係業務
 - 事業企画、広報（ポスター作成、ホームページ運営等）、ポイントツール（※）作成、専用電話回線による問合せ対応、ポイント交換等
- ・協議会運営業務
 - 総会開催、予算・決算資料の取りまとめ等

※ ポイントツール： 事業に参加する市民に配付する印刷物。
 ポイントブック（ルール説明書。平成 30 年度版は A5 判 28 ページ、全ページカラー印刷）、ポイントシール、ポイント貼付台紙等

平成 30 年度も 29 年度と同額の予算（6,000 千円）が措置されているが、29 年度中に事業者選定手続（企画提案競技）を実施しなかったことから、30 年 4 月からの委託が行えないこととなったため、30 年度版ポイントツールの作成業務等を 29 年度に前倒しで委託している（委託業務の追加）。

平成 30 年度の業務委託契約は 30 年 11 月 19 日に締結、委託期間は同日から 3 月 31 日までである。

なお、契約にあたっては、本件業務を含む 3 業務が「受診率向上対策業務」として一事業者に一括委託されている。

【「受診率向上対策業務」として一括委託されている 3 業務】

（数値は平成 29 年度当初予算）

中事業		
ヘルスアップ尼崎戦略事業	642,695 千円	
└─ 小事業		
ヘルスアップ健診事業	525,573 千円	委託料
└─ うち		
健診受診券・受診勧奨通知の作成・発送業務等	43,053 千円	
ヘルスアプローチ事業	12,351 千円	
└─ うち		
タブロイド紙の作成・全戸配布業務等	10,824 千円	
ヘルストrend事業	70,412 千円	
未来いまカラダ戦略事業	34,359 千円	
└─ うち		
ポイント事業関係業務・協議会運営業務	6,000 千円	
	合計	59,877 千円

ウ 市の支出が二本立て（補助金・委託料）となった経緯

ポイント事業は、当初市の事業として企画され、業務委託により実施する計画であったところ、初年度に事業主体が協議会に変更となった。そこで協議会に補助金を交付することとなったが、その後も市からの業務委託が継続されたため、支出が二本立てとなったものである。

【ポイント事業に係る市の支出（経緯）】 資料 4

平成 26 年度		平成 27 年度から中事業「ヘルスアップ尼崎戦略事業」の取組の一つとしてポイント事業（市事業）を実施することとする。
	12 月	ポイント事業関連業務を委託するため、「受診率向上対策業務委託」の仕様に当該業務を盛り込み、事業者を公募。
	2 月	「協議会を設立しポイント事業の事業主体とする」形態を提案した事業者を平成 27～29 年度の受託者として選定。
平成 27 年度	4 月	業務委託開始。 〔委託料〕 当初予算 5,188 千円 / 決算 2,297 千円
	6 月	尼崎市未来いまカラダ協議会設立。ポイント事業の事業主体が協議会に変更。
	2 月	協議会への補助金（2,140 千円）交付決定。 〔ポイント事業（寄付分） 750 千円〕 〔委託料執行残から流用 1,390 千円〕

(4) ポイント事業の実績

【事業実績の推移】 資料 5

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (2 月 28 日時点)
協賛企業数	23 社	33 社	35 社	35 社
企業協賛金	1,275,000 円	1,138,000 円	1,288,000 円	1,230,000 円
ポイント交換件数	817 件	1,405 件	1,718 件	1,006 件

収支については、協議会から提出された補助金交付申請書及び事業実績報告書に団体の収支予算及び決算が添付されており、その内容は次のとおりである。

【協議会の収支予算及び決算】

資料6

(単位：円)

平成27年度

〔収入〕

	予算額	決算額
企業協賛金	1,500,000	1,275,000
市補助金 (H28.3.10 概算払)	2,140,000	2,140,000
預金利子	0	107
合 計	3,640,000	3,415,107

〔支出〕

	予算額	決算額
ポイント交換費用 (商品券)	2,870,000	458,000
ポイント交換費用 (地域団体への寄付)	750,000	2,000
総会・研修会費 (会場費)	10,000	226,572
事務費	科目なし	(※1) 1,547,532
予備費	10,000	0
繰越金	科目なし	(※2) 1,181,003
合 計	3,640,000	3,415,107

実質総事業費 (※2 未払額を加算)
817,000
226,572
1,547,532
計 2,591,104

(監査事務局作成)

備考欄記載 ※1 ポイント台紙、ポスター等購入等、振込手数料等

※2 内訳：H27 交換分に係る未払額 357,000 円
企業協賛金分等 824,003 円

平成28年度

〔収入〕

	予算額	決算額
企業協賛金	1,070,000	1,138,000
市補助金 (H28.6.20 概算払)	2,140,000	2,140,000
預金利子	0	29
繰越金	824,003	824,003
合 計	4,034,003	4,102,032

〔支出〕

	予算額	決算額
ポイント交換費用 (商品券)	800,000	(※3) 1,044,000
ポイント交換費用 (地域団体への寄付)	150,000	1,000
総会・研修会費 (会場費)	400,000	0
事務費	1,236,000	(※4) 1,289,196
予備費	100,000	0
繰越金	1,348,003	(※5) 2,124,836
合 計	4,034,003	4,459,032

実質総事業費 (※3・5 を加除)
1,405,000
0
1,289,196
計 2,694,196

(監査事務局作成)

備考欄記載 ※3 うち H27 交換分に係る支払額 272,000 円

※4 ポイントツール作成費、振込手数料等

※5 うち H28 交換分に係る未払額 632,000 円

平成 29 年度

〔収入〕

	予算額	決算額
企業協賛金	1,180,000	1,288,000
市補助金 (H29. 8. 25 概算払)	2,140,000	2,140,000
預金利子	0	40
繰越金	2,124,836	2,124,836
合 計	5,444,836	5,552,876

〔支出〕

	予算額	決算額
ポイント交換費用 (商品券)	2,400,000	(※6) 2,007,000
ポイント交換費用 (地域団体への寄付)	150,000	(※7) 12,000
総会・研修会費 (会場費)	200,000	61,728
事務費 (消耗品、振込手数料等)	1,500,836	(※8) 490,458
予備費	1,194,000	0
繰越金	科目なし	(※9) 2,981,690
合 計	5,444,836	5,552,876

実質総事業費 (※6・7・9を加除)
1,714,000
4,000
61,728
490,458
計 2,270,186

(監査事務局作成)

備考欄記載 ※6 うち H28 交換分に係る支払額 405,000 円
 ※7 " " 8,000 円
 ※8 事務用消耗品、振込手数料等
 ※9 うち H29 交換分に係る未払額 112,000 円

平成 30 年度

〔収入〕

	予算額
企業協賛金	1,180,000
市補助金 (H30. 10. 22 概算払)	(※10) 2,140,000
尼崎商工会議所補助金	(※11) 300,000
預金利子	1,000
繰越金	2,981,000
合 計	6,602,000

〔支出〕

	予算額
ポイント交換費用 (商品券)	2,100,000
ポイント交換費用 (地域団体への寄付)	150,000
まちの健康経営推進事業費	600,000
総会・研修会費 (会場費)	200,000
事務費	(※12) 1,500,000
予備費	2,052,000
合 計	6,602,000

備考欄記載 ※10 ポイント事業 1,840,000 円
 まちの健康経営推進事業 (新規事業) 300,000 円
 ※11 まちの健康経営推進事業 (新規事業)
 ※12 ポイントツール作成費、振込手数料等

2 問題点

(1) 補助金について

ア 不明瞭な補助対象経費

補助金交付決定決裁には、相容れない次の3つの文書が添付されている。

・補助金算定根拠（資料3）

予算措置の根拠であり、ポイント交換費用を補助対象経費として算定している。

なお、ポイント交換件数の実績が「補助金算定根拠」の想定3,640件を大きく下回っているにもかかわらず（資料5）、補助金額は3年間据え置かれたうえ、平成30年度には何ら根拠が示されないまま300千円減額されている。（資料2）

・「尼崎市未来いまカラダポイント事業補助金交付要綱」

補助対象経費については、「補助の対象となる事業は協議会が実施するポイント事業とする。」とのみ定められている。この文言からは、ポイント交換費用だけでなくポイント事業に係る全経費が補助対象経費とも解される。

・補助金交付申請書

添付されている収支予算（資料6）は、ポイント交換費用の収支、ポイント事業の収支いずれでもなく、団体としての収支であり、総会費用等を含む協議会全経費が補助対象経費となっている。平成27・28・29・30年度予算のいずれも、企業協賛金・ポイント交換費用は「補助金算定根拠」の数値とほとんど一致しない。

イ 不適正な補助金交付

補助金は補助金交付申請書に基づいて概算払いされ、年度終了後に精算されているが、毎年度、協議会会計において相当額を繰り越す一方で、「協議会全経費が補助金額を上回れば戻入しない」という運用により、補助金の戻入が行われていない。「補助金算定根拠」で示された「企業協賛金収入で賄えない部分の補てん」という補助趣旨からは、補助金を先に費消して協賛金収入を繰り越すことは不適正である。

(2) 委託料について

ア 不適切な委託料支出

協議会は、独立した会計を有し、構成団体により運営される組織であり、市は一構成員にすぎない。したがって、その組織運営や事業実施に係る費用は協議会会計において計上されるべきである。しかしながら市は、実態として協議会全経費を対象に補助金を交付する一方で、協議会運営やポイント事業実施に係る業務の委託料を別途支出している。

イ 不適正な委託料の算定及び執行（資料2）

平成27・28・29年度のいずれも委託期間は4月1日～翌年3月31日であり仕様もほぼ同じであるにもかかわらず、委託料に大きな差があり、積算が適正に行われていない。

平成29年度の追加委託の見積書によると追加業務463万円のうちポイントツール作成業

務が 401 万円である一方、27・28 年度の委託料はポイントツール作成業務に 1 年間の日常業務等を加えて 230 万円であり、仕様書記載の業務内容に照らし過少と見られる。

平成 27 年度の委託料の決定過程を確認するため、「受診率向上対策業務」に係る委託契約締結決裁及びその添付書面（見積書、支出負担行為決議書）等を確認したところ、次のとおりであった。（P.18 1(3)イ参照）

【平成 27 年度 「受診率向上対策業務」 委託料の内容】 (消費税込)

〔小事業名〕 業務内容	〔ヘルスアップ健診事業〕 健診受診券・受診勧奨通 知の作成・発送業務等	〔ヘルスアプローチ事業〕 タブロイド紙の作成・全 戸配布業務等	〔未来いまカラダ戦略事業〕 ポイント事業関係業務・ 協議会運営業務
予定価格 (予算額)	50,157,984 円 (50,158 千円)	7,000,000 円 (7,000 千円)	2,297,420 円 (※)(2,298 千円)
	57,157,984 円		
	59,455,404 円 (企画提案競技における限度額)		
見 積 額	51,624,000 円 (共通経費 324,000 円含む)		7,776,000 円
	59,400,000 円		
契 約 額	59,400,000 円		
負担行為額 (H27.4.1)	50,109,228 円	6,993,352 円	2,297,420 円
	57,102,580 円		
支出命令額	59,400,000 円		

※ 「未来いまカラダ戦略事業」の委託料 5,188 千円のうち、本件業務委託分。

見積額を見ると、総額は予定価格内であるが、ポイント事業関係業務・協議会運営業務分の内訳は 778 万円と、予定価格 230 万円の 3 倍以上となっている。

本件業務委託の実施方法について所管組織は、「事業費管理は契約総額で行っていた。受診率等の動向は変化が大きく、臨機応変に対応する必要があるため、契約時点で仕様は詳細に定めず、具体的な業務内容は事業者と協議しながら決めており、ある業務で余剰が出れば他の業務に充てていた。」と説明する。

「具体的な業務内容」の決定過程に係る記録は、決裁を含め作成していないとのことであり、このような調整が「契約前」になされた本事案についても、契約締結決裁に見積額と負担行為額のかい離の理由は記載されていない。本事案で一括委託されている 3 業務の予算は、各予算が計上されている目的の異なる小事業ごとに執行されるべきものである。仕様を詳細に定めず契約を締結していることと併せ、極めて不透明な委託料の執行がなされている状況である。

(3) 予算編成について (資料 2)

市の予算は原則として事務事業単位で編成され、事務事業評価もこれに基づいて中事業ごとに行われるところ、平成 27 年度から 29 年度までの予算においては、ポイント事業に係る補助金、委託料ともに 6 億円以上の予算規模を持つ中事業「ヘルスアップ尼崎戦略事業」の一部に計上され、その中で占める割合が小さいことから、ポイント事業個別の事務事業評価を必ずしも行わなくてもよい状況となっている。この 3 年間の事務事業評価では、ポイント事業の実績

に全く言及されていない。

平成 30 年度予算においては、補助金のみ「ヘルスアップ尼崎戦略事業」から分離され、補助金と委託料がそれぞれ所管組織の異なる別個の中事業に計上されることとなり、事業費管理や費用対効果の検証が一層困難となっている。

(4) 協議会会計における事務執行について

協議会会計事務は、事務局である市（ヘルスアップ戦略担当）が行っている。

そこで、所管組織において、準公金管理で備えるべき現金出納日計簿、金券類（プリペイドカード、はがき等）の受払簿、支出命令書及び証ひょう類（請求書、領収書等）、預金通帳を確認したところ、現金出納日計簿、金券類受払簿は作成されておらず、平成 27・28 年度分については支出命令書及び証ひょう類が一切なかった。2 年分の支出命令書等の不存在について、委員監査会において監査委員から事実確認等を指示されたことを受け、局長の命により所管組織が改めて探索した結果、平成 31 年 2 月 25 日にこれらが提出されたが、数件の欠落が認められた。

また、予算について、決算との差異や年度による差異が大きい、1 円単位で計上されているものがある（平成 29 年度の事務費）など不自然な点が見られたため、その積算根拠を所管組織に求めたが、記録がないとのことであった。

決算は、監事の監査を受けた上で協議会に報告されているが、書類の不備に加え、決算の作成において、決算期が不明確（毎年異なる「決算作成時点」をもって締めているのが実態）かつ未払金や前受金の計上方法等に合理性、一貫性がないため、決算数値の正確性の確認、資金残高との照合が容易でなく、監査が機能していない。粗末な過誤も複数見られることから（収入計と支出計が不一致、平成 27 年度の「翌年度への繰越額」と 28 年度の「前年度からの繰越額」が不一致等）、内部チェックもほとんどなされていないと考えられる。

以上のとおり、会計事務の執行は極めてずさんであった。

(5) 協議会会計における費用支出について

支出の内容を確認したところ、平成 27・28・29 年度のいずれにも不適正な事務費の支出が認められた。

【協議会会計の支出内訳（繰越金を除く）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ポイント交換費用	460,000 円	1,045,000 円	2,019,000 円
総会・研修会費	226,572 円	0 円	61,728 円
事務費	1,547,532 円	1,289,196 円	490,458 円
※うち ポイントツール費	1,518,696 円	1,283,472 円	
その振込手数料	864 円	432 円	
(支払日)	(H28.4.28)	(H29.5.18)	
※うち 翌年度購入分			476,366 円
その振込手数料			540 円
(支払日)			(H30.6~7)
合 計	2,234,104 円	2,334,196 円	2,571,186 円
※を除く合計	714,544 円	1,050,292 円	2,094,280 円

ア ポイントツール費

ポイントツールは市が業務委託により作成しているが、平成 27・28 年度に、協議会会計から別途当該受託事業者から「ポイントツール代」とする費用が支出されている。

これについて、所管組織は当初、「事業立ち上げ時の事業周知のため、協議会の判断で、市の作成分とは別に購入したものであるが、平成 27・28 年度の証ひょう類が保管されていないことから（P.24 2(4)参照）納品日、品目及び数量は不明である。」と説明していた。

そこで所管組織に対し、当該事業者から納品書、請求書等の副本を取得するよう求めたところ、次の内容の請求書副本（数量の記載なし）が提出されたが、納品書副本はないとの回答であった。

計上年度 (支払日)	請求書（副）の記載	
	品 目	金額（消費税込）
平成 27 年度 (H28. 4. 28)	尼崎市未来いまカラダポイント事業(※) 2016/03/31～2016/03/31	
	制作費 ポイント台紙ブック作成	1,291,680 円
	制作費 ステッカー作成	216,216 円
	制作費 ポイントシール作成	10,800 円
	合 計	1,518,696 円
平成 28 年度 (H29. 5. 18)	H29 ポイントツール制作 2017/03/31～2017/03/31	
	制作費 ポイントブック	622,080 円
	制作費 ポスター	282,528 円
	制作費 ポイントシール	378,864 円
	合 計	1,283,472 円

※ 「平成 28 年度版ポイントツール」と推測される。

これを見ると、協賛企業（店舗）が増えなければ新たに必要となることのない店頭用ステッカー、追加購入すべき理由がなく「事業周知」に無関係なポイントシール、協賛企業 35 社には過分と思われるポスター（市は平成 29 年度版ポスターを 500 枚作成している。見積単価に従えば、28 万円は 1,000 枚以上の印刷費に相当する。）が含まれている。

ポイントブックの数量も金額に照らし相当数（数万部）と考えられ、平成 27 年度から 30 年度までの 4 年間のうち 28・29 年度分のみ、期初に市作成分 5 万部/年とは別に相当数を購入したことについては、「事業周知のため」という理由では説明が困難と思われる。

また、市はポイントツールを 4 月以降に納品させ、当該年度の委託料を執行しているところ、協議会は前年度に費用計上していることから、請求書の記載「03/31～03/31」が納品日の意であるかを事業者に照会するよう所管組織に求めたが、回答が得られなかった。

さらに、これらの物品を「協議会の判断で購入した」とのことであるが、「尼崎市未来いまカラダ協議会設置要綱」で「各年度の事業計画及び予算に関すること」が総会の審議事項に定められていることから、特に平成 27 年度においては予算に科目のない 150 万円余の本件支出について事前に総会で諮られるべきところ、その旨の記録のある総会議事録や、その他協議会の意思決定手続を確認できる書面は提出されなかった。

以上のとおり、「市の作成分とは別に購入した」とする物品の納品を確認できる物証等がなく、仮にその事実があったとしても、物品の内容には不合理な点が認められる。また、購入に際し協議会の適正な意思決定手続があったことも確認できない。

その後、平成 31 年 2 月 25 日に提出された書類の中にポイントツール費に係る支出命令書及び請求書が含まれていたものの、請求書は副本と同内容であり、かつ納品書はなかったため、新たな事実は確認できなかった。

さらに 2 月 28 日、所管局より、当時の関係者への聞き取り調査の結果として、「ポイントツールについては、市の作成分とは別に購入したものではなく、その作成費の一部を協議会が負担したものである。負担割合は市との協議で決定していた。」との報告があった。これが事実であるとする、市が事業者との業務委託契約に基づいて支払うべき委託料の一部を協議会が市に代わって事業者を支払い、しかも市は契約額満額を事業者を支払うという不適正な経理処理が行われていたことになるが、現時点では負担割合の決定に係る書面等の物証が示されていないため、事実は確認できない。

なお、平成 30 年度予算にポイントツール費を計上していることについて、所管組織は、「期初において業務委託が決定しておらず (P. 18 1(3)イ参照)、31 年度版ポイントツールを協議会が作成する必要性が生じる可能性があったため」と説明している。

イ 翌年度購入分

平成 30 年 6 月中旬に納品された事務用品の費用を平成 29 年度に計上していた。その主なものはカラープリンターのトナーカートリッジ (黒・赤・青・黄×各 3) である。

購入理由について所管組織は、「業務委託が平成 29 年度で終了し、30 年度から市が商品引換券や総会資料等を印刷することになったため」と説明するが、そうであれば当該費用は内容から見ても 30 年度に計上すべきである。

また、例年ポイント交換商品の 8 割以上はプリペイドカードであって商品引換券の発行数はわずかであるうえ、交換申請は年度後半に集中し、年度途中で委託に移行した場合は以後市が印刷する必要はなくなるのであるから、6 月にトナー 3 セットをまとめ買いすべき理由は認められない。

なお、出納整理期間中 (5 月 17 日) に起票、決裁された補助金精算書に添付されている決算にトナー代が計上されていることについて、所管組織は「発注済みであり、金額は確定していた」と説明するが、発注から納品まで約 1 か月を要する物品ではないと考えられる。

(6) 事業効果について

事業開始 3 年目となる平成 29 年度のポイント交換件数は、事業開始年度に作成した「補助金算定根拠 (資料 3)」の想定 の 47% (実績 1,718 件 / 想定 3,640 件) にとどまっている (資料 5)。

また、ポイント事業の協賛企業をもって協議会の構成員としている以上、協賛企業数は単にポイント事業の成否の問題にとどまらず、協議会そのものの意義に直結するが、協賛企業数は開始 2 年目から横ばいであり、広がりを見せていない。

平成 29 年度実績を見ると、協賛企業の付与ポイント (受託事業者による推計) は保有ポイントの 67% に過ぎず (資料 1)、見込んだ販促効果は表れていないと見られる。事業初年度の 27 年度に比べ、協賛企業数は約 5 割増 (23 社 → 35 社) となっているにもかかわらず協賛金総額が横ばい (1,275 千円 → 1,288 千円) であることもこれを示している。35 社中 12

社は協賛金下限の 5,000 円しか支出しておらず、半数以上の企業が 10,000 円以下である。これらの企業の目的は、ポイント付与による販促効果よりもポイントブックへの店舗情報掲載と考えられる。

以上のことから、「インセンティブ付与による健康行動促進」の効果は疑わしい。

平成 29 年度において、ポイント事業に係る市の支出は、中事業「ヘルスアップ尼崎戦略事業」の事業費総額（当初予算 642,695 千円 決算 532,852 千円）の中では相対的に目立たないものの、12,774 千円（補助金 2,140 千円、委託料 10,634 千円。追加委託分を除くと総額 8,140 千円）に及ぶ。費用対効果の観点からも十分な検証が求められる。

【求める措置】

尼崎市未来いまカラダポイント事業については、

- ・市負担（補助金及び委託料）の適正性
- ・市が準公金として管理している尼崎市未来いまカラダ協議会の会計処理等事務の適正性
- ・費用対効果を確保するための適切な予算編成及び効果検証

のいずれの観点から見ても問題があると言わざるを得ない。これら種々の問題の原因を改めて検証し、事業の制度設計及び組織運営体制を抜本的に是正するよう求める。

また、協議会に交付した補助金については、過年度の不適正な処理を是正し、剰余金を返還するよう求める。

委員措置要求事項 2

< 集団健診事業に係る業務委託について >

〔健康支援推進担当〕

1 事業概要

(1) 業務委託の方法

本市では、特定健康診査（以下「特定健診」という。）等の受診率向上のため、ほぼ年間を通し、市域各地の公共施設等（公民館、地区会館等）で予約不要の集団健診を実施している。健診業務は医療法人等に委託しており、事業者は例年次の手続で選定している。

- ① 入札資格を有する健診事業者に対し、本市の仕様に基づく意向調査（受託の可否・実施可能日数）を実施する。
- ② 必要な実施日数確保のため、受託可能と回答のあった全事業者（4 者）と所管課随意

契約を行うこととする。

- ③ 4 者の見積額（検査項目ごとの単価）が予定価格内であることを確認し、契約を締結する。

平成 27・28・29・30 年度の事業者選定手続に係る資料を確認したところ、意向調査結果はいずれの年度も次のとおりであった。

【健診事業者意向調査の項目及び回答】 (○：受託可 ×：受託不可)

		事業者 A	事業者 B	事業者 C	事業者 D
巡回型健診	市の企画により各地区公共施設等で実施	○	○	○	○
	出前（市民グループの求めに応じ実施）	○	○	○	○
	出前〔屋外〕	○	○	○	×
本庁型健診 本庁舎で実施		×	○	×	×
		ハイリスク健診不可のため		ハイリスク健診不可のため	ハイリスク健診不可のため

ハイリスク健診とは、特定健診等で一定の結果が出た受診者（ハイリスク健診対象者）に追加項目の検査を行うものであるが、市内各地区の公共施設等で実施する特定健診等のうち市役所本庁舎で実施するもののみ「本庁型健診」として別枠とされ、意向調査票の様式上、本庁舎におけるハイリスク健診の実施可能日数を併記する形となっている。

このため、「ハイリスク健診の実施が可能であること」が本庁舎における健診業務の実質的な受託要件となっており、3 者がこの要件を満たさないことを理由に受託不可である旨を回答、例年受託者が事業者 B に限定される結果となっている。

(2) ハイリスク健診受診までの流れ

特定健診等の受診からハイリスク健診受診までの流れは次のとおりである。

- ① 特定健診等の受診
- ② 約 1 カ月後、保健師による結果説明会実施。ハイリスク健診対象者については受診予約をさせる。
- ③ 対象者は予約した施設（本庁舎又は市内健診施設）でハイリスク健診を受診する。

したがって、受診者が引き続き同一会場内でハイリスク健診を受診することはない。

また、「本庁型健診」は月 3～8 日程度実施されているが、ハイリスク健診が実施されるのは月 1 日程度であり、必ずしも同一日に実施されるものではない。

(3) 「巡回型健診」と「本庁型健診」の相違

事業者にとって「本庁型健診」は、「巡回型健診」に比べ有利である。

委託料は検査項目ごとの単価に実績件数を乗じて算出されるため、事業者の収益性は 1 日当たりの受診者数が多いほど高いところ、「本庁型」は「巡回型」に比べ平均して 6 割以上受診者が多い。

【平成 29 年度 集団健診実績（監査事務局集計）】

	事業者 A	事業者 B		事業者 C	事業者 D	合計	
	巡回型	巡回型	本庁型	巡回型	巡回型	巡回型	本庁型
実施日数		60 日	53 日			219 日	53 日
a	35 日	113 日		91 日	33 日	272 日	
受診者数		3,037 人	4,894 人			12,226 人	4,894 人
b	1,999 人	7,931 人		5,096 人	2,094 人	17,120 人	
1 日当たり 受診者数		50.6 人	92.3 人			55.8 人	92.3 人
b/a	57.1 人	70.2 人		56.0 人	63.5 人	62.9 人	

$$\frac{\text{本庁型の 1 日当たり受診者数 } 92.3 \text{ 人}}{\text{巡回型の 1 日当たり受診者数 } 55.8 \text{ 人}} = 165.4\%$$

これは、本庁舎の利便性の高さ（路線バスの便が多い、受診時の駐車場使用料が免除される等）が大きな理由と考えられる。

また、本庁舎における健診業務は、事業者にとっても運営上次の有利性がある。

① 会場費の負担がない。

他の公共施設では健診会場として貸室を使用することとなるが、その使用料は事業者負担とされている。

② レントゲン車等の駐車スペースが確保されている。

本庁舎敷地内の駐車は庁舎使用許可を要するが、市職員が申請を行うため事業者は手続不要である。

これに対し、駐車スペースのない会場では、事業者が道路課及び警察で道路占用許可を取った上で路上駐車し、通行者の安全のため整理員を置く等の対応が必要となる。

③ 会場使用時間に融通が利き、前日の設営も可能。

他の公共施設では設営・撤収も貸室使用時間内に行う必要がある。

④ 機材等の搬出入が容易。

本庁舎の会場は 1 階であるが、他の公共施設の多くは上層階のホール等が会場となる。集会所等ではエレベーターがない場合もある。

2 問題点

(1) 適正な手続によらない受託要件の設定

「ハイリスク健診の実施が可能であること」が本庁舎における健診業務の受託要件であることは明文化されていない。これを受託要件とする意思決定手続は確認できず、業務委託仕様書等にも記載がない。

にもかかわらず、これを満たさない場合は本庁舎における健診業務を受託できないかのような様式の意向調査票を使用する「運用」によって、実質的には受託要件となっており、所管組織の職員（業務委託手続の担当者を含む）、健診事業者ともこれを受託要件と認識していた。

このことは、事業者選定における手続の透明性確保の観点から問題がある。

(2) 不必要な受託要件の設定

ア 現状の実施方法から見た受託要件の必要性

特定健診等とハイリスク健診は検査項目の異なる別個の健診であり、1(2)で見たとおり、特定健診等の受診者が引き続き同一会場でハイリスク健診を受診することもないため、これらの健診を同一日に同一事業者が行う必要性は認められない。

したがって、特定健診等については、本庁舎実施分を別枠とせず他の公共施設等における実施分と同要件で委託を行うべきである。

イ 事業開始時の実施方法から見た受託要件の必要性

所管組織は、「ハイリスク健診の実施開始当初（平成 20～23 年度）は、血圧が一定数値以上の者など、その場で結果の出る項目を基準に対象者を選定していたため、引き続き同一会場でハイリスク健診を受診することが可能だった。会場スペースの都合上、2 種の健診を同時実施するには、同一事業者が行う必要があった。」と説明する。

しかしながら、当時においても本庁舎での特定健診等実施日の全てでハイリスク健診を同時実施していたわけではないから、本庁舎実施分について一律に「ハイリスク健診の実施が可能であること」を受託要件とすることには合理性がない。

当時の判断として、同時実施日を一定日数設けているといった理由でこれを受託要件としていたとしても、同時実施の意義がなくなった平成 24 年度時点でこの要件の見直しを行うべきであった。

以上のとおり、本件業務委託は、受託可能な事業者が 1 者であることを知りながら不必要な受託要件を設定することで、当該事業者が例年有利な業務を受託する結果となっているものであり、事業者選定における公平性確保の観点から問題がある。

【求める措置】

業務委託の事業者選定における透明性及び公平性の確保のためには、受託要件の設定は必要性を吟味した上で慎重に行うべきである。集団健診事業に係る業務委託については、このことに十分留意し、適正な意思決定手続の下、委託方法を見直すよう求める。

委員措置要求事項 3

<組織の意思決定の在り方について>

[ヘルスアップ戦略担当、健康支援推進担当]

1 「適塩化フォーラム」について

(1) 事業概要

本事業は、「適塩生活」の市民啓発を目的として、これまでに3回開催されている（平成28・29・30年度。例年5月の日曜日）。

主催はヘルスアップ尼崎・適塩化実行委員会（以下、「実行委員会」という。）、会場は都ホテルニューアルカイク、中小企業センターとその周辺であり、内容は、シンポジウム、健康相談、企業展示、健診、健康に配慮した食べ物の屋台等である（平成30年度）。

事業費は主に企業等からの協賛金で賄われており、市からの支出はない。

実行委員会の概要（平成30年1月時点）

設 立	平成27年
構成団体	市、尼崎市医師会等医療関係団体、尼崎商工会議所
体 制	役 員：会 長 （尼崎市内科医会副会長） 副会長 2人（ひと咲きまち咲き担当局長、尼崎商工会議所専務理事） 会 計 （尼崎市企画財政局部長（ヘルスアップ戦略担当）） 監 事 2人（尼崎市医師会理事、兵庫県栄養士会会長） 他
	事務局：市（健康支援推進担当）

(2) 問題点

市は実行委員会の構成団体、すなわち主催者である。また、事業実施に係る業務は、各構成団体が分担すべきものである。

したがって市は、事業内容及び市が担う業務について、意思決定手続を踏む必要がある。しかしながら、「本事業は外部団体の主催であるため、市の事業ではない」との考えから、このような決裁行為は行われていない。また、当該業務は職員の事務分担にも含まれていない。

このようななか、市（健康支援推進担当）は事務局として、前年度中から事業趣意書を作成して企業等に協賛金の依頼を行い、会計事務、会場手配、企画調整、チラシやパンフレットの作成・ポスティングの手配、実行委員会の会議開催等、大半の役割を担っている。その業務は相当量に及び、超過勤務も発生している。また、フォーラム当日は、ヘルスアップ戦略担当、健康支援推進担当の職員のほとんどが時間外勤務として参加している。

2 授業「野菜を食べよう」への出講等について

(1) 事業概要

「生活習慣病予防ガイドライン推進事業」では、市独自のテキスト「みんなで考える尼崎の

健康」(小学校用・中学校用)や保育所・幼稚園用教材を作成し、授業「野菜を食べよう」での活用に供している。

テキストは、教育委員会との共同発行とし副読本(学校教材)に位置づけており、授業の講師となるのは教諭又は健康支援推進担当の職員(保健師)である。

【平成 29 年度 授業実施実績】

	子育てサークル等	幼稚園	小学校	中学校	合計
実施回数	7	14	62	80	163
うち市職員(保健師)が出講	7	13	34	59	113

(2) 問題点

本事業の所管組織はヘルスアップ戦略担当であるが、同担当が行っているのは副読本等の印刷用データの作成と印刷(業務委託)、授業で使用する試食用野菜の購入のみであり、副読本等の記事作成や授業への出講については、保健師の職員が配置されていないことから、全て所管組織でない健康支援推進担当の職員が行っている。

市においては、事業の所管組織が、事業運営上の必要から他の組織に対しその所管外の業務を依頼することがあり、授業への出講については、ヘルスアップ戦略担当から健康支援推進担当に対し依頼文が提出されている。しかしながら、年間 113 回の出講は、このような依頼に基づいて実施するものとしては業務量が常軌を逸していると思われる。

そして、副読本等の記事作成に係る決裁行為(方針決裁、記事の決定に係る決裁等)、出講に係る決裁行為(方針決裁、年間実施計画に係る決裁、報告決裁等)は、いずれの組織でも行われていない。また、副読本等の記事作成や授業への出講は相当な業務量と考えられるが、健康支援推進担当の所管事業でないことから、職員の事務分担に含まれていない。

3 集団健診事業について(所管組織：健康支援推進担当)

(1) 事業概要

本市では、特定健康診査等の受診率向上のため、ほぼ年間を通し、市域各地の公共施設等で予約不要の集団健診を業務委託により実施している。

年間実施日数については、例年 310 日程度を設定し、これを確保するためとして健診業務を受託可能な全事業者(4 者)と所管課随意契約を行っている(P. 27 委員措置要求事項 2 <集団健診事業の業務委託について>参照)。

また、「尼崎市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)第 2 期」(平成 30 年 3 月策定、計画期間平成 30~35 年度)において、健診の実施形態及び回数として「巡回型・本庁型 250 日程度、出前 60 か所程度」、合わせて 310 日が定められている。

一方、平成 29 年度の実施実績は 272 日であり、計画を下回っている。

実施スケジュールは市が調整しており、次の手順で決定している。

- ① 市域まんべんなく実施日を配置するよう配慮し、4 事業者の実施可能日も踏まえて予定を立て、会場を予約する。

② 事業者の意向を確認した上で各健診日の事業者を決定する。

会場予約、受託事業者の決定は、各健診日につき個別に行う必要がある。公共施設の優先予約制度等はなく、事業者によって「レントゲン車の路上駐車が必要な施設は受託しない」「午前中みの会場手配である場合、撤収を完了できないため受託できない」など多様な要望や事情を有するため、スケジュール調整は相当な業務量を要する。そして、これらの業務は保健師によって行われている。

また、各健診実施日の約1カ月後、当該会場で職員が結果説明会を実施している。これについては、当日の出講（通常1回あたり保健師2人）だけでなく、事前にその会場手配も必要であり、さらに対象者への個別の電話案内も行っている。

(2) 問題点

健診事業については、方針決裁・実施決裁が行われておらず、適正な意思決定手続に基づく年間事業計画が策定されないまま実施されている。年間実施日数を310日程度と設定していることについては、データヘルス計画においても、業務委託に係る決裁においても、その根拠は示されていない。

これまでの実績から、実施日数が増えるほど1日当たりの受診者数は減る傾向にあり、受診者総数は健診実施日数に比例しないことが明らかとなっており、所管組織もこれを認識し実施日数の見直しに着手しているが、計画上の年間実施日数は変更されていない。

(1)で見たとおり、健診の実施に要する業務量は非常に多い。内部管理のため作成されたシフト表（勤務表）を確認したところ、職員の勤務実態は慢性的に過密で、結果説明会への出講等により休日出勤が常態化しており、実績を38日超える310日の実施は困難と見られた。すなわち、計画は組織体制の実態ともかい離していると考えられる。

適正な意思決定手続の下、経費、時間、人的資源等の有効活用の観点から合理的な実施日数を設定し、年間事業計画を策定すべきである。

4 3 事業に共通する問題

組織運営においては、当該組織の所管及び決裁権限に基づく意思決定を経て事業が実施され、この手続を前提として人員（業務量）管理がなされるべきところ、いずれも適正に行われていない。

一般に事業実施にあたっては当然に意思決定手続を踏むべきであるが、特にこれらの事業のように外部団体や教育委員会といった他組織との連携を要する事業、市民に接する事業が、口頭の指示や報告、前例踏襲、担当者の判断で実施されている現状は極めて問題である。

また、組織の所管及び決裁権限に基づく意思決定なしに実施される事業は、効果検証やそれに基づく見直し・改善も適切に行われず、授業「野菜を食べよう」が属する中事業「生活習慣病予防ガイドライン推進事業」の事務事業評価を見ると、実施内容として副読本の作成や授業への出講実績が記載されているにもかかわらず、事業費の項における職員人工数（業務量）の記載はこれらに要した業務量を反映していない。

さらに、組織所管外、事務分担外業務（適塩化フォーラム、授業「野菜を食べよう」）のため、特に健康支援推進担当の職員の勤務実態が過密となっていること、これにより発生する超過勤務

に対し手当が支出されていること、職員の人事評価が適切になされない可能性があること（組織所管外、事務分担外業務に係る働きは評価が難しい）も看過できない。

【求める措置】

「適塩化フォーラム」、授業「野菜を食べよう」、集団健診事業については、方針決裁・実施決裁によって事業の内容、実施計画等を決定することは、事業の合理性確保のため、また業務量管理のためにも不可欠であることを認識し、適正な意思決定手続を行うよう求める。

委員改善要請事項

＜委託成果物の著作権の扱いについて＞

〔ヘルスアップ戦略担当〕

1 経緯

本市においては、「生活習慣病予防ガイドライン」（平成 23 年 12 月策定）に基づき、市独自の副読本「みんなで考える尼崎の健康」（小学校用・中学校用）を作成し、授業での活用に使っている。

副読本作成に係る事務の内容を確認したところ、印刷用データ作成業務（編集・紙面デザイン）の委託において、小学校用（平成 28 年度）・中学校用（平成 29 年度）とも所管組織による一者特命随意契約となっていた。随意契約理由は、「平成 26 年度に当該事業者へ委託し作成した保育所・幼稚園用教材『やさいをたべようカード』で使用した写真を副読本で使用するため」とされていた。

2 問題点

委託成果物の著作権は、納品によって受託事業者（制作者）から委託者に当然に移転するものではなく、委託者に著作権を移転させる場合や、委託者に二次的使用権を取得させる場合は、契約でこれを定める必要がある。

本件事例は、保育所・幼稚園用教材作成業務の委託契約締結時に成果物に係る著作権の扱いを定めていなかったために、成果物である写真の著作権が受託事業者に帰属したままとなっており、その後市がこれらの写真を使用して副読本を作成しようとした際、当該事業者へ印刷用データ作成業務を委託せざるを得なかったものである。

業務委託を行うにあたっては、市の利益保護の観点から、著作権移転等の必要性を考慮した契約内容とすべきである。

もっとも、「官公庁が受託事業者に対し、範囲を限定しない全著作権の一律譲渡や、財産的価

値に見合う支払を伴わない譲渡を強いるのは、事業者（特に中小企業者）の適正な利益を保護する観点から問題であり、個々の著作権の財産的価値に十分配慮した契約内容とすべき」とする議論もあるところであるが、本件事例の写真は、種々の野菜を個別に撮影しただけのものであり、財産的価値が特段高いとは認め難く、著作権移転又は二次的使用権の取得を契約で定めるべき事案であったと考えられる。

【要請の内容】

業務委託にあたっては、市の利益保護の観点から、成果物の自由な使用が不合理に制限されることのないよう、著作権の扱いを十分考慮した契約内容とするよう要請する。

なお、この点については、全庁的に認識が十分でないことから、契約事務の指導を行う組織においては、委託成果物の著作権の扱いについて考慮すべき事項を整理、発信するなど、業務委託が一層適切かつ効果的に行われるよう改善策を検討されたい。

このほか、設備保守点検業務の委託において仕様変更に伴う下見積りの取り直しを怠っている事例が見られたため、監査事務局から対象組織に対し措置を要求した。（事務局措置要求事項）

(2) 健康福祉局

対象組織	保健部 保健企画課、健康増進課、事業推進担当、生活衛生課
監査の期間	平成30年11月1日から平成31年3月1日まで

第1 対象組織の役割及び主な監査対象事業

1 保健企画課

(1) 組織の役割

市民の健康の増進と医療の充実のため、医師会や医療機関等と連携し休日・夜間の救急医療体制の確保や看護師の養成を行うとともに、医事・薬事、地域保健医療計画・地域保健問題審議会、保健所運営協議会に関する事務を行う。

また、公益財団法人尼崎健康医療財団(出えん率:市50%、一般社団法人尼崎市医師会50%)及び公益財団法人尼崎口腔衛生センター(出えん率:市50%、一般社団法人尼崎市歯科医師会50%)を所管する。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成30年度当初予算(千円)
尼崎健康医療財団補助金	131,411
保健関係等事務協力負担金	49,799
初期救急医療対策事業	46,707
施設維持管理事業	44,246
第2次救急医療補助金	34,609
歳入: 土地建物貸付収入	14,235
(公益財団法人尼崎健康医療財団休日夜間急病診療所に係る土地無償貸付け)	0
(兵庫県立尼崎総合医療センターに係る土地無償貸付け)	0

2 健康増進課

(1) 組織の役割

健康寿命の延伸に向けて市民とともに健康づくりに取り組むため、健康教育を行い、各種健診やがん検診を実施するとともに、母子・成人・歯科保健、栄養改善等に関する事業を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成30年度当初予算(千円)
妊婦健診事業	304,940
がん検診事業	131,667
特定不妊治療費助成事業	103,606

養育医療給付事業	36,838
健康サポート事業	18,998

3 事業推進担当

(1) 組織の役割

喫煙・受動喫煙による健康影響を防ぐため、尼崎市たばこ対策推進条例の制定に取り組むとともに、喫煙マナー向上に向け、路上喫煙禁止区域の指定や喫煙所の設置、啓発事業等を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成30年度当初予算(千円)
たばこ対策推進事業	9,693

4 生活衛生課

(1) 組織の役割

食の安全や環境衛生を確保するため、食品・環境衛生関係施設の許認可・監視指導や衛生講習会の実施、ねずみ・衛生害虫等の駆除・相談、動物愛護関連事業、弥生ヶ丘斎場及び墓園の運営を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成30年度当初予算(千円)
斎場整備事業	210,000
そ族昆虫駆除事業	10,316
動物愛護推進強化事業	6,669
狂犬病予防対策事業	2,679
食品衛生対策事業	1,984
地域猫活動を核とした地域コミュニケーション活性化事業	1,000
尼崎市食品衛生協会委託料	741

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては、委員措置要求事項、委員改善要請事項にあたる課題は検出されなかった。

しかしながら、補助金の交付において、補助対象経費等の詳細な定めがなく、補助対象範囲が不明確となっている事例が見られた。また、一部の事務処理に軽微な誤りがあった。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し措置を要求した。（事務局措置要求事項）

(3) こども青少年本部事務局

対 象 組 織	保育児童部 保育管理課、保育施策推進担当、保育計画担当、こども入所支援担当、保育指導課
監 査 の 期 間	平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 3 月 1 日まで

第 1 対象組織の役割及び主な監査対象事業

1 保育管理課

(1) 組織の役割

保育を必要とする就学前児童に対して充実した保育を実施するため、公立保育所・法人保育園・認定こども園・地域型保育事業等の運営・調整に関すること等を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成 30 年度当初予算(千円)
施設型給付費	7,879,264
地域型保育給付費	978,792
保育環境改善事業	964,148
法人保育施設等特別保育事業等補助金	252,844
公立保育所維持管理事業	139,733
公立保育所施設整備事業	41,000
公立保育所運営事業	37,192
歳入： 土地建物貸付収入	2,725

2 保育施策推進担当

(1) 組織の役割

尼崎市子ども・子育て支援事業計画を推進するため、保育所等の利用状況や潜在ニーズを踏まえ、保育の供給量が特に不足している地域などにおいて保育施設や事業所の整備等を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成 30 年度当初予算(千円)
保育の量確保事業	589,009

3 保育計画担当

(1) 組織の役割

多様化する保育ニーズへの適切な対応等を目的とした公立保育所の民間移管の推進等を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成 30 年度当初予算(千円)
保育環境改善事業	5,817

4 こども入所支援担当

(1) 組織の役割

保育施設等の利用に係る、保育の必要性の認定・利用調整・情報提供・相談、保育料の決定・徴収等を行う。また、多様な保護者ニーズへの対応を図るため、法人保育園等に対して助成を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成 30 年度当初予算(千円)
法人保育施設等特別保育事業等補助金	76,965
一時預かり事業補助金	76,210
歳入： 児童福祉費負担金	1,464,739
歳入： 保育所使用料	399,220

5 保育指導課

(1) 組織の役割

子どもの健やかな育ちのために、公立保育所における保育所運営、公立保育所職員の人事、研修及び保育施設の支援等を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成 30 年度当初予算(千円)
公立保育所運営事業	125,325
保育の質の向上事業	5,349
公立保育所地域子育て支援事業	706
日本スポーツ振興センター共済掛金負担金	613
公立保育所地域活動事業	418

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては、委員措置要求事項、委員改善要請事項にあたる課題は検出されなかった。

しかしながら、業務委託において、契約で事業者に提出を求めている書類を受け取っていない事例が見られた。また、一部の事務処理に軽微な誤りがあった。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し措置を要求した。(事務局措置要求事項)

(4) 経 済 環 境 局

対 象 組 織	環境部 資源循環課、業務課、クリーンセンター
監 査 の 期 間	平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 3 月 1 日まで

第 1 対象組織の役割及び主な監査対象事業

1 資源循環課

(1) 組織の役割

「循環型社会」と「低炭素社会」を両立した効率的かつ持続可能なごみ処理システム構築のため、一般廃棄物の処理に係る企画調整や計画策定等を行うとともに、3R（廃棄物の「発生抑制」「再使用」「再生利用・再資源化」）の推進に向け、市民や事業者に対する啓発事業等を行う。

また、公益財団法人尼崎環境財団（出えん率：市 100%）を所管する。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成 30 年度当初予算(千円)
施設管理事業	34,135
資源集団回収運動奨励金交付事業	20,715
ごみ減量・リサイクル推進事業	13,541
歳入： 土地建物貸付収入	5,052
歳入： 廃棄物処理施設用地使用料	2,515

2 業務課

(1) 組織の役割

一般家庭ごみ及びし尿の収集を行う。

また、まちの美化のため、不法投棄の取締り、不法広告物の除却、駅前や公衆便所等の清掃、ポイ捨て防止の啓発事業等を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成 30 年度当初予算(千円)
じんかい収集等委託事業	875,953
ごみのないまちづくり事業	99,944
公衆便所等清掃事業	55,648
大型ごみ収集等事業	44,286
し尿収集委託事業	38,122
歳入： 廃棄物処理施設用地使用料	2,399

3 クリーンセンター

(1) 組織の役割

クリーンセンター各施設（第1・第2工場、資源リサイクルセンター、し尿処理施設）を維持管理し、各施設において、廃棄物の焼却、資源物の選別・リサイクル、し尿の前処理（下水処理の前段階）を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成30年度当初予算(千円)
第1工場管理事業	340,937
第2工場管理事業	959,490
資源リサイクルセンター管理事業	349,535
焼却施設等整備事業	445,103
焼却施設等延命化事業	226,369
し尿処理施設管理事業	32,603
歳入： 廃棄物処理施設用地使用料	2,664

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては次の課題が検出されたので、記載のとおり取り組まれない。

委員改善要請事項

<業務委託に係る見積書の妥当性について>

[資源循環課、業務課、クリーンセンター]

1 現 状

資源循環課、業務課、クリーンセンターにおいては、公益財団法人尼崎環境財団（以下「環境財団」という。）に次の業務を委託している。

(1) 資源循環課

ア 市民工房管理運営業務

(2) 業務課

ア 地域清掃ごみ等収集運搬業務

イ 不法広告物等除却業務

ウ 駅前ターミナル等清掃に伴うごみ収集運搬業務

エ し尿収集運搬等業務

(3) クリーンセンター

ア 資源リサイクルセンター等廃棄物搬送業務

イ 廃棄物中継保管場所管理運営業務

ウ し尿処理施設運転維持管理業務

2 課 題

各々の業務に係る委託料は次のとおり。

(1) 資源循環課

ア 市民工房管理運営業務： 7,120,440円 ※平成26年度から定額

(2) 業務課

ア 地域清掃ごみ等収集運搬業務： 8,184,343円 ※26年度から定額

イ 不法広告物等除却業務： 34,587,600円 ※26年度から定額

ウ 駅前ターミナル等清掃に伴うごみ収集運搬業務： 11,525,760円 ※26年度から定額

エ し尿収集運搬等業務： 38,121,943円 ※26年度から定額

(3) クリーンセンター

ア 資源リサイクルセンター等廃棄物搬送業務

イ 廃棄物中継保管場所管理運営業務

両業務の委託料は次のとおり。

	資源リサイクルセンター等 廃棄物搬送業務	廃棄物中継保管場所 管理運営業務	合 計
平成 26 年度	58,325,000 円	16,922,520 円	75,247,520 円
平成 27 年度	58,325,000 円	16,922,520 円	75,247,520 円
平成 28 年度	49,323,200 円	25,891,920 円	75,215,120 円
平成 29 年度	49,355,600 円	25,891,920 円	75,247,520 円

※ それぞれの業務の委託料はおおむね2年で変わっているものの、その合計額は平成26年度からおおむね定額である。

ウ し尿処理施設運転維持管理業務： 26,242,000 円 ※26年度から定額

以上のとおり、これら全ての業務について委託料が平成26年度からほぼ定額となっている。また、環境財団からの見積書は、内訳の記載が「事業費〇〇円、管理費〇〇円」とあるのみで、見積内訳は添付されていない。

契約の締結にあたり事業者からの見積内訳の徴収は義務付けられているものではないが、これらの業務委託は環境財団への一者特命随意契約とされていることから、見積合わせ以上に見積内容の妥当性が問われるところである。

【要請の内容】

環境財団への市からの業務委託は、全て一者特命随意契約となっており、その契約にあたっては、当然のことながら、より一層の適正性・透明性が求められる。

すなわち、前年度実績や当年度の業務量を勘案し、市自らが予定価格の積算を行い、当財団の見積書と照合するなど、委託料が高止まりすることのないよう、慎重に対応する必要がある。

各年度の業務ごとの委託料が定額となっていることについて、十分説明責任を果たせるよう、金額設定の在り方などを改善するよう要請する。

このほか、複数の調定決議書における決裁上の不備、多数の備品シールの貼付漏れといった事例が見られた。また、一部の事務処理に軽微な誤りがあった。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し措置を要求した。(事務局措置要求事項)

(5) 都市整備局

対象組織	土木部 道路課、道路整備担当、道路維持担当
監査の期間	平成30年11月1日から平成31年3月1日まで

第1 対象組織の役割及び主な監査対象事業

1 道路課

(1) 組織の役割

道路の認定、変更、廃止等を行うとともに、境界明示、土地台帳や地番参考図等の整理・管理、道路に関する許可（占用、使用、軽易な掘削等）及び指導監督を行う。

また、建設事業の技術調整、阪神尼崎駅前駐車場の運営、その他部内の他の課に属さない業務を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成30年度当初予算(千円)
公共土木施設情報整備事業	66,030
公園維持管理事業	57,002
指定管理者管理運営事業（阪神尼崎駅前駐車場）	36,800
駐車場施設維持管理事業	15,368
土木工事積算システム関係事業	11,264
歳入： 道路占用料	879,433
歳入： 阪神尼崎駅前駐車場使用料	94,000
歳入： 公園占用等使用料	12,337

2 道路整備担当

(1) 組織の役割

都市計画道路（都市の骨格を形成する幹線道路）の計画及び整備、用地の取得に関する業務を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成30年度当初予算(千円)
尼崎宝塚線ほか2路線県施行街路事業地元負担金	1,300,000
長洲久々知線等道路整備事業	343,955
競馬場周辺道路整備事業	69,218
市内一円都市計画道路整備事業	6,905
歳入： 公園占用等使用料	5,627
歳入： 土地建物貸付収入	515

3 道路維持担当

(1) 組織の役割

道路、橋りょう及びその付帯設備（街路灯、ガードレール等の交通安全施設、道路配水ポンプ等）の維持管理を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成 30 年度当初予算(千円)
道路橋りょう新設改良事業	645,930
道路橋りょう維持管理事業	511,626
街路灯維持管理事業	247,088
交通安全施設等整備事業	75,758
臨海西部地区道路整備事業	42,500

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては次の課題が検出されたので、速やかに所要の措置を講じられたい。

委員措置要求事項

<道路用地の使用料算定について>

[道路整備担当]

1 経緯と現状

都市計画道路は、都市計画法に基づいて計画決定された、都市交通における基幹的な道路である。

計画決定されると、道路用地を買収した上で着工することとなるが、買収から着工まで相当の期間を要する場合もあり、この間に、買収を終えた土地が駐車場等として不正使用される実態があった。

これを改善するため、都市整備局は、平成19年度に「都市計画道路整備事業に係る道路等用地の管理に関する要綱（以下「要綱」という。）」を策定し、5年以内の事業着手予定がない場合は使用料を徴収した上で道路用地の使用を認めることができるとした。

要綱では、行政財産の使用料について、普通財産貸付料の算定方法によるとしている。(注1)

2 課題

(1) 要綱策定における決裁の不備

ア 決裁区分の誤り

行政財産使用料を普通財産貸付料の算定方法で算定するとした要綱は、行政財産使用料条例や公有財産規則と異なる取扱いを定めるものである。これは「重要な事項、異例な若しくは疑義のある事項（尼崎市事務処理規程第11条1項）」(注2)に該当し、策定にあたっては市長の決裁を要したところ、都市整備局長の専決としていた。

イ 合議手続の漏れ

尼崎市公有財産規則第5条(7)(注3)で「公有財産の管理で異例に属するとき」は「資産統括局長に合議しなければならない。」とされているところ、要綱の内容は当該規定に該当するにもかかわらず資産統括局長への合議がなされていなかった。

(2) 行政財産使用許可における問題（道路予定地（行政財産）における不適切な使用料算定）

(1)のことから、効力を有しない要綱に基づいた運用により、道路予定地（行政財産）の使用料が普通財産貸付料として算定され、次表のとおり行政財産使用料の算定方法による場合より安価な使用料が徴収されている状況となっている。

都市計画 道路名	所在	使用許可 面積(m ²)	使用料 (円/年)	監査事務局 試算額(※) (円/年)
神崎橋伊丹線	食満1丁目	31.64	105,782	151,416
	食満1丁目	301.58	1,008,279	1,443,240
	食満2丁目	40.87	106,893	130,452
	食満2丁目	168.64	418,350	538,296
	猪名寺2丁目	802.00	1,592,345	2,559,984
	猪名寺2丁目	257.35	657,442	821,460
	猪名寺2丁目	157.62	398,639	503,112
	猪名寺2丁目	413.17	1,055,510	1,318,836
立花駅今北線	水堂町1丁目	51.60	263,570	336,840
	水堂町1丁目	28.84	140,536	188,256
西長洲線	長洲本通3丁目	28.74	138,228	168,300
使用料合計			(a) 5,885,574	(b) 8,160,192

$$(b) - (a) = 2,274,618 \text{ 円/年}$$

※ 公有財産台帳（H30.9.3）の再調達価格を基に公有財産規則により新規の許可として算出した額

(注1) 【都市計画道路整備事業に係る道路等用地の管理に関する要綱（抜粋）】

- ・ 対象地： 道路等用地のうち今後5年以内に道路整備の事業着手が予定されていない路線に係る用地（道路予定地〔行政財産〕及び残地買収地〔普通財産〕）
※今回、問題が認められた用地は全て行政財産
- ・ 使用料： 普通財産の貸付料の算定方法により算定（当該対象地に係る固定資産税評価額に100分の4を乗じて得た額）

(注2) 【尼崎市事務処理規程（抜粋）】

（市長の決裁を要する事項）

第11条 第1条に規定する事務のうち、重要な事項、異例な若しくは疑義のある事項又は新規の事項については、全て市長の決裁を受けなければならない。（以下略）

(注3) 【尼崎市公有財産規則（抜粋）】

（公有財産の異動による合議）

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、公有財産を所管する局長は、資産統括局長に合議しなければならない。

- (1) (中略)
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、公有財産の管理で異例に属するとき。

（使用料の額）

第33条 行政財産使用料条例第3条の規定に基づく使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 土地を使用させる場合（第3号に該当する場合を除く。）1月につき、当該土地に係る再調達価格に、当該土地のうちその使用させる部分の面積を当該土地の面積で除して得た数を乗じて得た額に1,000分の4を乗じて得た額を基準として当該再調達価格の変動その他の事情を勘案して市長が定める額
- (2) (以下略)

【求める措置】

要綱は買収した道路用地の不正使用解消の目的で策定、運用されてきたものではあるが、結果として、不適正な土地使用料の徴収が長年にわたり継続される状況となっている。

要綱の内容の是非を改めて検証するとともに、しかるべき事務処理を行い、不適正な使用料徴収を早急に是正するよう求める。

このほか、道路用地について、公有財産台帳における財産分類の誤りや、行政財産の使用料が誤った歳入科目で処理されている事例が見られたため、監査事務局から対象組織に対し措置を要求した。(事務局措置要求事項)

(6) 公 営 企 業 局

対 象 組 織	下水道部 経営企画課、計画課、建設課、施設課、浄化センター
監 査 の 期 間	平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 3 月 1 日まで

第 1 対象組織の役割及び主な監査対象事業

1 経営企画課

(1) 組織の役割

下水道事業の予算・決算及び財政計画・資金計画の策定、下水道事業の運営に関する調査及び研究（使用料制度を含む）、流域下水道等及び雨水等の公費負担に係る関係部署等との連絡調整、その他部内の他の課に属さない業務を行う。

(2) 主な監査対象事業

事務事業名	平成 30 年度当初予算(千円)
流域下水道における負担金	1, 247, 216
上下水道庁舎 5 階事務所用建物等の購入	25, 719
一般会計からの負担金	収入 4, 044, 521
一般会計からの補助金	収入 652, 260
資金の運用における受取利息	収入 639

2 計画課

(1) 組織の役割

下水道施設に係る総括的業務を担い、公共下水道に係る計画の調整、策定及び申請等や、関係機関との調整（流域下水道に係る関係機関等との連絡調整、下水の流送に関する建設負担金に係る他都市との連絡調整等）を行う。

(2) 主な監査対象事業

事務事業名	平成 30 年度当初予算(千円)
流域下水道整備負担金	78, 478
ストックマネジメント計画策定業務委託	37, 920
国の交付金に係る関係機関との調整及び申請等に関する こと。	1, 347
下水の流送に関する建設負担金に係る伊丹市及び豊中市 との連絡に関すること。	864
下水道事業の事業継続計画に関すること。	-

3 建設課

(1) 組織の役割

公共下水道における管きよの建設工事の設計及び施行、維持管理を行うとともに、排水設備の管理及びしゅんせつ、水洗便所の普及等の業務を行う。

(2) 主な監査対象事業

事務事業名	平成 30 年度当初予算(千円)	
公共下水道の建設工事の設計及び施行に関する事		2,544,303
公共下水道の維持管理に関する事		166,694
下水道排水設備指定工事店に関する事	支出	426
	収入	180
下水道施設の運営等による各種収益	収入	340
水洗便所の普及に関する事		10

4 施設課

(1) 組織の役割

公共下水道における管きよ以外の建設工事の設計及び施行、維持管理、一部のポンプ場の運転管理及び維持管理を行う。

(2) 主な監査対象事業

事務事業名	平成 30 年度当初予算(千円)	
公共下水道(浄化センター及びポンプ場に係るもの)の建設工事の設計及び施行に関する事		3,480,386
一部のポンプ場の運転管理及び維持管理に関する事		286,566
伊丹市下水流送負担金(伊丹市域から流入する下水の処理に係る維持管理費等の一部負担金)	収入	62,027
下水道敷占用を許可する物件の収入の徴収	収入	1,316

5 浄化センター

(1) 組織の役割

下水の終末処理を担い、下水処理施設(北部浄化センター及び東部浄化センター)や一部のポンプ場の運転管理及び維持管理を行うとともに、特定事業場等の排水下水の水質検査、管理及び規制を行う。

(2) 主な監査対象事業

事務事業名	平成 30 年度当初予算(千円)	
浄化センター及び中在家中継ポンプ場等の運転管理・維持管理に関する事		1,511,139
下水道施設の運営等による各種収益	収入	31,260
豊中市下水流送負担金(豊中市域から流入する下水の処理に係る維持管理費等の一部負担金)	収入	19,562

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては次の課題が検出された。委員措置要求事項について速やかに所要の措置を講じられるとともに、委員改善要請事項について記載のとおり取り組まれない。

委員措置要求事項

<雨水処理負担金の負担割合について>

〔経営企画課〕

1 事業概要

下水道事業では、雨水と汚水を処理しており、雨水に係る経費は社会全体が便宜を受けるため公費（一般会計）負担とし、汚水に係る経費は特定の使用者が便宜を受けるため私費（下水道使用料）負担とし、「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき財政措置が講じられている。

雨水処理負担金は、雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額を一般会計が負担することとしており、国が示す繰出基準に沿って一般会計から下水道事業会計に繰出しを行ったときは、地方交付税において考慮されるものである。

2 経緯

本市における「雨水・汚水の経費区分基準」は、資本費及び維持管理費ともに、昭和56年6月5日自治準企第153号通知「公共下水道事業繰出基準の運用について」を参考に、昭和57年度当時の下水道整備計画の最終完成時までの新設費用（計画値）によって雨水率を定め、下水道事業会計と一般会計との経費負担区分の適正化を図っている。

その後、分流区域の増加等、当時の計画と比べて実績との乖離が生じていたため、平成12年度に、昭和57年度から平成11年度までの実績額（建設費用及び改築更新費用を含む）に置き直し、平成13年度から雨水率を変更した。

負担割合	昭和57年度～平成12年度	平成13年度～現在
雨水率	68.06%	66.63%
汚水率	31.94%	33.37%

なお、平成13年度に見直した負担割合の算出方法において、西川中継ポンプ場と東部雨水ポンプ場の取扱い等に疑義があったことから平成21年度に財政部門と協議している。当時の財政部門の試算によると、西川中継ポンプ場及び東部雨水ポンプ場（当時は東部第2浄化センター）の雨水率を雨水専用の率に変更すると、全体の雨水率が0.82%（当時、金額で約60百万円）高くなることから、現行の雨水率に疑義があると考えれば、原点に立ち返って時間をかけて協議するのもよいとの意見があった。しかしながら、その後、雨水率については協議されていない状況である。

3 雨水経費、汚水経費の算定方法

(1) 資本費における経費の算定

年度ごとに、減価償却費等に雨水率と汚水率を乗じて、資本費の雨水経費（雨水処理負担金）と汚水経費を算定している。

雨水率、汚水率は、管きよ、ポンプ場、処理場に要する各建設費を雨水費と汚水費に振り分け、それぞれの費用の合計額をもって算出している。

管きよ： 分流式で建設した場合を想定（身替り建設費法）し、雨水費と汚水費に振り分ける。

ポンプ場、処理場： 雨水用又は汚水用に区分することができるものは、各々その額とし、共用部分は、計画揚水量、設置面積や計画処理水量等の割合に基づいて雨水費と汚水費に振り分ける。

(2) 維持管理費における経費の算定

雨水処理に係る経費と汚水処理に係る経費に区分することができるものは、各々その額とすることを基本とし、管きよ費、ポンプ場費、処理場費等の費目ごとに雨水と汚水に区分する基準を設定し、その基準に基づき雨水経費（雨水処理負担金）と汚水経費を算定している。

なお、雨水処理及び汚水処理に共通する費用については、施設ごとの資本費における資本比率（雨水率、汚水率）を用いて算出している。

4 課題事項

(1) 平成13年度に見直した資本費における資本比率について

資本費における資本比率（雨水率と汚水率）の算出根拠の内訳は次の表のとおりである。

施設名		資本費における資本比率 (雨水率と汚水率)												
		S57～H12(注)		H13～現在(注)										
		汚水率	雨水率	汚水率	雨水率									
管きよ		26.60%	73.40%	26.67%	73.33%	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 実際の用途における 資本比率 </div> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>汚水率</td> <td>雨水率</td> </tr> <tr> <td>0.00%</td> <td>100.00%</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>汚水率</td> <td>雨水率</td> </tr> <tr> <td>0.00%</td> <td>100.00%</td> </tr> </table>	汚水率	雨水率	0.00%	100.00%	汚水率	雨水率	0.00%	100.00%
汚水率	雨水率													
0.00%	100.00%													
汚水率	雨水率													
0.00%	100.00%													
ポンプ場	中在家中継ポンプ場	6.58%	93.42%	6.58%	93.42%									
	西川中継ポンプ場※1	10.48%	89.52%	16.10%	83.90%									
	高田中継ポンプ場	12.17%	87.83%	20.20%	79.80%									
	大庄P(雨水棟)	0.00%	100.00%	0.00%	100.00%									
	大庄P(管理棟)	16.34%	83.66%	22.30%	77.70%									
	栗山中継ポンプ場	5.86%	94.14%	7.30%	92.70%									
	富松中継ポンプ場	5.44%	94.56%	5.50%	94.50%									
	尾浜中継ポンプ場	8.70%	91.30%	6.30%	93.70%									
	東難波雨水ポンプ場	0.00%	100.00%	0.00%	100.00%									
東部雨水ポンプ場※2														
処理場	東部浄化センター	51.55%	48.45%	65.58%	34.42%									
	東部第2浄化センター※2	65.70%	34.30%	63.61%	36.39%									
	北部浄化センター	57.41%	42.59%	64.92%	35.08%									
無形固定資産		38.06%	61.94%	42.18%	57.82%									
合計(加重平均)		31.94%	68.06%	33.37%	66.63%									

(注) S57～H12：計画値による比率／H13～現在：決算値による比率

※1 平成元年から中継ポンプ場として用途変更

※2 平成13年度から雨水専用施設として東部第2浄化センターを東部雨水ポンプ場に変更

平成13年度の見直しは実績値で置き直しているが、次の点については実際の用途と異なる取扱いをしている。

・西川中継ポンプ場

昭和 38 年度から都市下水道事業として運転を開始しており、平成元年度から中継ポンプ場として供用を開始したが、汚水ポンプを雨水ポンプに転用するなど、実質的には雨水専用施設として運用している。

・東部雨水ポンプ場（旧東部第 2 浄化センター）

平成 13 年度から雨水専用施設のポンプ場として用途変更し、雨水専用施設として転用することが見直す前に決定していたにもかかわらず、平成 11 年度までの雨水費と汚水費の実績値で置いている。

なお、西川中継ポンプ場及び東部雨水ポンプ場（旧東部第 2 浄化センター）については、当時の資料から、建設費用を一部汚水費として取り扱った理由や、昭和 57 年度から平成 11 年度までの累積建設費のデータを確認できなかったため、どのような根拠で雨水率と汚水率を算出しているのか不明であった。

(2) 維持管理費における資本比率について

維持管理費用における雨水及び汚水の共通費用は、「雨水・汚水負担割合計算方法（維持管理費）」に基づき、施設ごとの資本比率で施設ごとに按分することとしているが、平成 13 年度の見直しにあたっては、共通費用、個別費用ともに見直しを行っていなかった。

次の表は、これまでの雨水処理負担金の算定に用いられてきた維持管理費用の共通費用算定に係る施設ごとの資本比率の表であるが、(1)との比較から、次の点について疑義があるものの、その理由や根拠等については不明のままである。

- ・(1)資本費（S57～H12）と維持管理費（H1～H12）の資本比率は、計画に基づく同じ比率を用いていることになっているはずであるが、大半において数値が異なっている理由（網掛け部分）
- ・平成 13 年度以降の見直しを行っていないにもかかわらず、見直し後の(1)資本費（H13～現在）と維持管理費（H13～現在）の一部の資本比率が一致している理由（ 部分）

施設名		維持管理費における施設ごとの資本比率（雨水率と汚水率）			
		H1～H12		H13～現在	
		汚水率	雨水率	汚水率	雨水率
管きよ		26.60%	73.40%	26.60%	73.40%
ポンプ場	中在家中継ポンプ場	7.00%	93.00%	7.00%	93.00%
	西川中継ポンプ場※1	0.00%	100.00%	0.00%	100.00%
	高田中継ポンプ場	20.20%	79.80%	20.20%	79.80%
	大庄中継ポンプ場	9.80%	90.20%	9.80%	90.20%
	栗山中継ポンプ場	7.30%	92.70%	7.30%	92.70%
	富松中継ポンプ場	5.50%	94.50%	5.50%	94.50%
	尾浜中継ポンプ場	6.30%	93.70%	6.30%	93.70%
	東難波雨水ポンプ場	0.00%	100.00%	0.00%	100.00%
	東部雨水ポンプ場※2			0.00%	100.00%
	処理場	東部浄化センター	58.10%	41.90%	58.10%
東部第2浄化センター※2		65.20%	34.80%		
北部浄化センター		62.10%	37.90%	62.10%	37.90%

注：処理場の汚水率・雨水率は、水処理施設と共通施設の建設費累計の割合で算出

※1 平成元年から中継ポンプ場として用途変更

※2 平成13年度から雨水専用施設として東部第2浄化センターを東部雨水ポンプ場に変更

(3) 現状に応じた雨水率の算出について

昭和 57 年度当時の下水道整備計画における最終完成時までの新設建設費（計画値）を用いた算出方法は、整備途上においては合理性があるが、後年に至っては実績と乖離が生じてしまう場合がある。現在は、施設の延命化等による改築更新が主流となっていることから、新設建設費だけでなく改築更新費用も加えるのか等の整理・検証が必要である。

また、平成 13 年度における実績値の累積建設費用を用いた算出方法は、一時点の現状に応じた負担割合となるが、年度区切りによって雨水と汚水に係る整備が偏る場合や、投資した資産が既に除却している場合などがあるため、現状の資産状態を長期的に表すことが困難である。

このように、現行の雨水率は、下水道事業の現状を的確に反映したものになっているのか疑義が残るため、今後、使用料等の妥当性について説明責任を果たすためにも雨水率の算出根拠を明確にしておく必要がある。また、見直しを行った平成 13 年度以降において 10 年確率の降雨強度に変更するなど、下水道事業を取り巻く環境も変化しているため、定期的に検証する仕組みが必要である。

【求める措置】

雨水処理負担金は、合流式下水道の基幹収益の一つであり、今後の事業経営や下水道使用料に影響を及ぼすため、将来負担の観点からもその算定には説明責任が求められる。

そのため、当該負担金の算定にあたっては、雨水率の算出根拠を明確にするとともに、定期的に検証を行うなど、下水道事業の実情を的確に反映できる仕組みとし、一層の合理性及び透明性を確保するよう求める。

委員改善要請事項

<伊丹市下水流送負担金等における負担割合について>

〔施設課〕

1 事業概要

本市と伊丹市は、伊丹市の稲野町、柏木町等から流入する雨水及び汚水の処理に係る維持管理費等の費用（公共下水道管きょ及び中継ポンプ場の建設に要する費用、維持管理費用及び公共下水道の建設工事に要する費用）を「下水の流送に関する協定書（昭和 53 年 3 月 31 日）」に基づく負担割合に応じてそれぞれ負担している。

具体的に対象となる費用は、栗山中継ポンプ場、富松中継ポンプ場の維持管理費、下水の流送に係る公共下水道の維持管理費等である。

2 負担割合

南武中継ポンプ場（兵庫県）の一部供用開始に伴い、昭和 59 年度に負担割合を見直してから現在まで見直されていない。

(1) 算出根拠について

ア 維持管理費用における負担割合

南武中継ポンプ場に係る処理区域の排水面積比に応じて負担割合を算出している。現在と昭和 59 年当時の排水面積は変わっていないため、負担割合も変わっていない。

栗山中継ポンプ場： 尼崎市 81.32% 伊丹市 18.68%

富松中継ポンプ場： 尼崎市 70.45% 伊丹市 29.55%

イ 建設負担金における負担割合

当時の尼崎市武庫川下流流域関連公共下水道事業計画（以下「事業計画」という。）における計画下水量（総下水量※）を基に負担割合を算出している。事業計画は、少なくとも平成 13 年度、平成 22 年度に変更されているが、現在の事業計画（平成 22 年度）の数値（以下「計画値」という。）に負担割合を置き直して試算した場合、次のとおり、昭和 59 年当時と現在では 0.5%未満の差が生じている結果となった。

	事業計画				負担割合 (%)	
		総下水量	尼崎市	伊丹市	尼崎市	伊丹市
栗山中継 ポンプ場	昭和55年	37.67	31.262	6.408	82.99	17.01
	平成22年	37.626	31.093	6.533	82.64	17.36
	差				▲ 0.35	0.35
富松中継 ポンプ場	昭和55年	24.152	17.081	7.071	70.72	29.28
	平成22年	23.26	16.366	6.894	70.36	29.64
	差				▲ 0.36	0.36

※ 総下水量：計画雨水量＋晴天時時間最大汚水量

仮に、平成 22 年度以降において、計画値（平成 22 年度）に置き直した負担割合で伊丹市の負担額を試算した場合、次の結果となった。なお、500 万円以上の修繕費は、維持管理費において建設費用の負担割合を適用し算定している。

(単位：円)

期間	協定の割合に基づいた負担金 【実績額】		見直し後の割合に基づいた負担金 【見直した場合の負担金】		差
	建設負担金	維持管理費	建設負担金	維持管理費	
平成22～29年度	135,178,005	424,550,705	137,325,625	425,316,506	▲ 2,913,421

(2) 計画値を用いる理由について

当時の資料に特に記載がなかったため理由は不明であったが、その他の都市間での協定書においても計画値を用いて負担割合を算出しており、当時は下水道施設等の整備前に負担割合を定める必要があったため、計画値を用いる考え方は妥当なものであったと思われる。

3 課題事項

(1) 負担割合の妥当性について

現行の負担割合と計画値（平成 22 年度）に置き直した場合の負担割合によって算定した負担額の差額は、8 年間で約 300 万円であり、その分を本市が負担している試算となった。今後、管きよ等の施設、設備の老朽化等に伴い改築更新等の投資の増加が見込まれるため、現状に応じた負担割合となるよう見直す仕組みが必要である。

(2) 同様の協定書との取扱いの整合性について

本市の田能地区から伊丹市の公共下水道へ流送される雨水及び汚水の処理に係る別の協定書では、猪名川流域下水道事業計画変更認可に基づいた負担割合で締結している。この協定書は、猪名川流域下水道事業計画変更認可の変更に伴い負担割合を見直している。したがって、当該協定書も同様に計画値を用いて負担割合を算出しているため、平成 22 年度等の事業計画の変更に伴い負担割合も見直す必要があると考える。

(3) 負担金額の確認体制について

当該協定書は、栗山中継ポンプ場、富松中継ポンプ場の建設費、維持管理費用の中には、伊丹市から流入する管きよに係る費用も対象となっているが、所管課は管きよを所管する課（建設課）へ、対象となる管きよ費用の発生の有無の確認を行っていない状況が見受けられた。

(4) 見直しルールの整備の必要性について

当該協定書において、「この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して処理するものとする。」と記載しており、負担割合の見直しについて具体的に記載されていない。そのため、昭和 59 年度から現在まで負担割合の検証を行っていない。

(5) 負担割合の検証について

施設の延命化等の改築が主流となる等、維持管理の手法等が変化していることを踏まえ、現状に応じた負担割合になるよう定期的に検証できる仕組みが必要と考える。

【要請の内容】

伊丹市下水流送負担金については、伊丹市との負担割合を定めた協定内容が、長年にわたり見直されておらず、現在の実情に対応した内容となっていない。

算定根拠となる当該協定の内容や負担割合については、透明性を確保するとともに、定期的に算定方法等を見直すなど、伊丹市との協議も含め、検証する仕組みを構築するよう要請する。

このほか、複数の器具等について廃棄処分しているにもかかわらず除却処理を怠っている事例が見られた。また、一部の事務処理に軽微な誤りがあった。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し措置を要求した。（事務局措置要求事項）

(7) 教育委員会事務局

対象組織	学校教育部 学校教育課、生徒指導担当、教育相談・特別支援担当 教育総合センター 教職員の学び支援課
監査の期間	平成30年11月1日から平成31年3月1日まで

第1 対象組織の役割及び主な監査対象事業

1 学校教育課

(1) 組織の役割

子ども（幼稚園～高等学校）の生きる力をはぐくむために、確かな学力の定着支援、課外クラブの活動支援、体験活動の企画実施等、学校教育の充実に向けた事業を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成30年度当初予算(千円)
小学校体験活動事業	88,564
学力定着支援事業	41,741
課外クラブ関係事業	41,260
尼崎高等学校第2グラウンド送迎バス委託等	19,633
英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業	6,237

2 生徒指導担当

(1) 組織の役割

子ども（小学校～高等学校）の健全な育成を図るために、学校・家庭・地域等との連携を推進するとともに、学校が抱えるいじめ等の困難な課題に対し、専門家を派遣し、早期解決を図る。

また、不登校等の未然防止や学校への復帰の支援を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成30年度当初予算(千円)
のびよ尼っ子健全育成事業	2,538
不登校対策事業	1,894
学校支援専門家派遣事業	900

3 教育相談・特別支援担当

(1) 組織の役割

障害のある子ども（就学前～高等学校）が、生活や学習上の困難を改善又は克服し、持て

る力を高めるため、個々に応じた特別支援教育を行う。

また、いじめや不登校などの悩みに対する教育相談を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成 30 年度当初予算(千円)
スクールバス運転業務委託等事業	56,419
特別支援教育推進事業	4,826
特別支援教育サポートシステム事業	3,200

4 教職員の学び支援課

(1) 組織の役割

教職員の資質・指導力を高めるため、教育課題に関する研究・情報収集等を行うとともに、教職員研修を行う。

また、学習用コンピュータを活用した情報教育等を推進する。

(2) 主な監査対象事業

事業名	平成 30 年度当初予算(千円)
育み・育ち・つなぐ音楽のまち尼崎事業	7,200
児童生徒文化充実支援事業	5,058
調査研究・教材開発事業	4,350
教職員研修事業	1,766

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては、委員措置要求事項、委員改善要請事項にあたる課題は検出されなかった。

しかしながら、業務委託において、履行確認の不備など委託者としての管理が不十分な事例や、仕様書に変更手続の定めがなく、仕様変更が口頭で行われている事例が見られた。また、一部の事務処理に軽微な誤りがあった。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し措置を要求した。（事務局措置要求事項）

平成 30 年度 財務・行政監査（工事監査） 〔監査の実施手順〕

平成 30 年度工事監査は、次の手順に従って実施した。

1 監査対象工事の選定

財務・行政監査の対象組織が所管する工事に限定せず、平成 29 年 4 月 1 日から 30 年 6 月 30 日までの間に契約した工事のうち契約額 1,000 万円以上のものについて、次の項目でリスク評価を行い、件数を絞り込む。

- ① 契約額が高額なもの。
- ② 工期を延長しているもの。
- ③ 設計変更を 2 回以上行っているもの。
- ④ 技術職員の配置が不十分であるもの。

さらに工種、部署のバランスを勘案して監査対象工事を選定する。（10 件）

2 監査における着眼点の設定

工事ごとに次の各段階において業務が適正に行われているかについて、合规性を主眼に“3E”（有効性、効率性、経済性）の観点を加えて着眼点を設定する。

(1) 計画

実施時期、実施規模は適切か。

(2) 設計・積算

法令等に適合しているか。事業目的に対し有効なものとなっているか。

(3) 施工・監理監督

仕様書等で定められた書類が適切に提出されているか。施工計画書が現場に対し有効なものとなっているか。

(4) 現地確認

現場標識等が適切に設置されているか。事業目的に対し有効な仕上がりとなっているか。

なお、平成 30 年度は、昨年度に引き続き「施工計画書の確認状況」を重点項目とする。

3 本調査の実施

2 で設定した着眼点を中心に、工事関係図書の調査、現地調査、担当者等への質問等を行い、事実を検証する。これらの業務は公益社団法人大阪技術振興協会へ委託して実施し、監査においてその技術上の意見を参考とする。

また、入札が適正に行われたかについても確認する。

4 現場実査の実施・委員監査会の開催

監査委員が直接監査するための場として、現場実査を行い、その後必要に応じて委員監査会を開催する。

工 事 監 査

監査の期間	平成30年8月27日から平成31年3月1日まで
-------	-------------------------

第1 監査対象工事

No.	工事名	契約額 (円)	該当リスク(※)	局室
1	南清水、猪名寺3丁目配水支管布設工事	34,342,920	② ③	公営企業局
2	元浜町地内下水管きょ改築工事	178,202,160	① ②	
3	東部浄化センターポンプ棟監視制御設備改築工事	119,880,000	②	
4	市道第189号線舗装整備工事	38,850,840	② ③	都市整備局
5	港橋耐震補強(その1)工事	539,239,680	① ② ③	
6	潮小学校校舎増築等工事	294,624,000	①	教育委員会事務局
7	大庄支所・地区会館複合施設新築工事	631,113,120	①	市民協働局
8	大庄支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事	193,320,000	①	
9	大庄支所・地区会館複合施設新築工事のうち機械設備工事	175,500,000	No.7・8と 一体で監査	
10	弥生ヶ丘斎場火葬炉改修工事	11,988,000	② ④	健康福祉局

※ 該当リスクは、「監査の実施手順」1①～④に対応

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり改善の余地はあったものの、おおむね適正であった。

(1) 計画

適正であった。

(2) 設計・積算

おおむね適正であったが、より一層詳細に現場条件や既存施設の調査確認を行うことが望まれるものがあった。

(3) 施工・監理監督

おおむね適正であったが、今回重点課題とした施工計画書の記載内容について業者への指導が望まれるものや、工事関係書類を適宜確認することが望まれるものがあった。

(4) 現地確認

おおむね適正であったが、施工業者への指導が望まれるものがあった。

別表 工事監査一覧表

No.	工事名 工事場所	工事概要	契約期間
1	南清水、猪名寺3丁目配水支管布設工事 尼崎市南清水及び猪名寺3丁目	【南清水工区】 管布設工DIP(GXφ150mm,100mm) 277.9m、仕切弁(GX) 9基、 消火栓 3基、舗装工 970㎡、付帯工、測量工 【猪名寺工区】 管布設工DIP(GXφ300mm,150mm) 2.6m、DIP(K-3Dφ100mm) 8.2m、 仕切弁(GX) 2基、舗装工 66㎡、付帯工	H29.10.10 H30.3.9
2	元浜町地内下水管きよ改築工事 尼崎市元浜町1丁目36番地先 ～大島町1丁目3番地先	複合管の製管工法により第2次長寿命化計画に位置づけられている管きよを更生する。 既設管φ1,800mm → 更生管径φ1,650mm L=28.4m 既設管φ2,300mm → 更生管径φ2,130mm L=40.2m 既設管□2,812mm×3,224mm → 更生管径□2,597mm×2,926mm L=71.8m	H30.2.26 H30.8.31
3	東部浄化センターポンプ棟監視制御設備改築工事 尼崎市西松島町32番地 (東部浄化センター)	ポンプ棟内の監視制御設備の更新に伴う電気設備工事であり、下記の機器を含む。 1 ポンプ設備P C S盤(1)～(3) 2 ポンプ設備P C S盤(4)(5)機能増設 3 データサーバー盤、L C D監視制御装置機能増設	H29.11.21 H30.10.31
4	市道第189号線舗装整備工事 尼崎市東七松町1丁目地先	施工延長 241.5m 道路土工 一式、構造物撤去工 一式 車道舗装工A 2560.8㎡、車道舗装工B 170.0㎡ 歩道舗装工 388.9㎡、視覚障害者誘導ブロック 193.3㎡ 街渠工81.0m、街渠樹 2箇所、縁石 31.7m 区画線 一式、車道分離標 29本	H29.9.25 H30.3.18
5	港橋耐震補強(その1)工事 尼崎市中浜町地先	橋長47.0m、幅員12.6m(うち工事対象:P1橋脚1基) ・耐震補強工:鋼管杭(φ700mm L=17.5m×14本) 橋脚のコンクリート巻立て補強 ・落橋防止対策工:緩衝チェーン設置(N=8基) 水平分担構造設置(N=12基)	H28.6.27 H31.3.30
6	潮小学校校舎増築等工事 尼崎市潮江2丁目2番20号 (潮小学校内)	校舎増築工事(鉄骨造 2階建) 敷地面積:15,837.79㎡、建築面積:596.73㎡ 延べ面積:1,027.89㎡ 既存南棟改修工事 屋外付帯工事 既存児童ホーム解体工事	H30.3.12 H31.3.20
7	大庄支所・地区会館複合施設新築工事 尼崎市大島3丁目153-1の一部	大庄支所・地区会館複合施設(鉄筋コンクリート造 4階建) 延べ面積:2,413.55㎡ 付属棟(鉄筋コンクリート造 平家建) 延べ面積:63.01㎡ 駐輪場、外構工事、植栽工事	H29.10.16 H31.1.8
8	大庄支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事 尼崎市大島3丁目153-1の一部	屋内電気設備工事 一式 屋外電気設備工事 一式 付属棟電気設備工事 一式	H29.10.16 H31.1.8
9	大庄支所・地区会館複合施設新築工事のうち機械設備工事 尼崎市大島3丁目153-1の一部	衛生器具設備工事、給水設備工事、排水設備工事 給湯設備工事、消火設備工事、空気調和設備工事 換気設備工事	H29.10.16 H31.1.8
10	弥生ヶ丘斎場火葬炉改修工事 尼崎市弥生ヶ丘町1番1号	火葬炉耐火煉瓦等積替 1基 火葬炉主燃室セラミック貼替 2基 火葬炉耐火煉瓦補修 1基	H29.9.25 H30.3.20

				監査の結果
計画	設計・積算	施工・監理監督	現地確認	
適正	適正	おおむね適正	適正	【施工・監理監督】 おおむね適正であったが、施工計画書が効率的、有効的なものとなるよう、記載項目や表記方法について、業者指導及び確認を行うことが望ましい。
適正	適正	おおむね適正	適正	【施工・監理監督】 おおむね適正であったが、施工計画書が効率的、有効的なものとなるよう、記載項目や表記方法について、業者指導及び確認を行うことが望ましい。
適正	おおむね適正	適正	適正	【設計・積算】 おおむね適正であったが、既存施設の確認が不足していたことから、施工内容が設計と大きく異なっていたため、設計前には十分な確認を行われない。
適正	適正	おおむね適正	適正	【施工・監理監督】 おおむね適正であったが、取組内容は書面で提出させ、記録を残すことが望ましい。
適正	おおむね適正	適正	適正	【設計・積算】 おおむね適正であったが、現場条件の設定が不十分であったことから、大きな設計変更が生じていたため、設計に際し十分な確認を行われない。
適正	適正	おおむね適正	適正	【施工・監理監督】 おおむね適正であったが、出来高管理、品質管理、写真管理における書類確認を適宜行うことが望ましい。
適正	適正	適正	おおむね適正	【現地確認】 おおむね適正であったが、工事現場からのセメント成分を含み白濁した排水が道路へ流出していたため、現場内で適切に処理するよう業者指導されたい。
適正	適正	おおむね適正	適正	【施工・監理監督】 おおむね適正であったが、出来高管理、品質管理、写真管理における書類確認を適宜行うことが望ましい。
適正	適正	おおむね適正	適正	【施工・監理監督】 おおむね適正であったが、出来高管理、品質管理、写真管理における書類確認を適宜行うことが望ましい。
適正	適正	適正	適正	適正であったが、技術的な内容の業務については、複数の技術職員で行うことが望ましい。

3 出資団体等監査及び指定管理者監査

凡 例

- 1 文中の金額で万円単位の表示のものは、原則、表示単位未満を切り捨てている。
- 2 表中の金額で千円単位の表示のものは、表示単位未満を四捨五入しており、合計が内訳の計と一致しない場合がある。
- 3 表中の符号の用法は次のとおりである。
 - △： 減又はマイナス
 - －： 該当数値なし

平成 30 年度 出資団体等監査及び指定管理者監査 〔監査の実施手順〕

平成 30 年度出資団体等監査及び指定管理者監査は、次の手順に従って実施した。

1 監査対象団体の選定

出資団体等（出資団体、財政援助団体）及び指定管理者から、過去の監査実施状況、財務・行政監査との並行監査による効率性・有効性を考慮して監査対象団体を選定する。

(1) 出資団体等監査

ア 公益財団法人尼崎口腔衛生センター（団体所管組織：健康福祉局保健部保健企画課）

イ 公益財団法人尼崎環境財団（団体所管組織：経済環境局環境部資源循環課）

(2) 指定管理者監査

公益財団法人尼崎環境財団（管理する施設：尼崎市立弥生ヶ丘斎場及び尼崎市墓園）
（施設所管組織：健康福祉局保健部生活衛生課）

2 監査における着眼点の設定

監査の種類ごとにリスク仮説を設定し、そのリスク仮説に基づいた予備調査（資料入手、対象団体・団体所管組織・施設所管組織への照会等）を行い、その結果を踏まえ、リスク仮説ごとに検証すべき事項としての着眼点を設定する。

※ 各着眼点を設定した対象団体を（ ）内に記載している。

センター：公益財団法人尼崎口腔衛生センター

環境財団：公益財団法人尼崎環境財団

(1) 出資団体監査

団体の経営が適切に行われていない

【着眼点】

ア 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。（センター）

イ 今後の団体の在り方について、適切な検討が進められているか。（センター）

ウ 経営の効率性・経済性が確保されているか。（環境財団）

エ 既存事業の質の向上や新規事業の開拓、人材育成など経営改善に向けた取組がなされているか。（環境財団）

出資者としての団体への関与が適切に行われていない

【着眼点】

ア 団体の経営成績及び財政状態が十分把握され、効率性・経済性が確保されるよう適切な指導監督が行われているか。（センター、環境財団）

イ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。（センター、環境財団）

(2) 指定管理者監査（環境財団のみ）

指定管理者の選定が適切に行われていない

【着眼点】

- ア 選定対象を一団体に限定していることは妥当か。
- イ 適切な評価基準に基づき選定が行われているか。

協定の締結が適切に行われていない

【着眼点】

- ア 指定管理料の積算根拠は適切か。

指定管理業務が適切に履行されていない

【着眼点】

- ア 経理処理は適正か（備品管理を含む）。
- イ 平成 29 年度に実施した修繕について、負担者が適切でない事例はないか。
- ウ 第三者への業務委託は適切に行われているか。
- エ 個人情報保護対策は適切か。
- オ 協定書に定める報告事項が適切に報告されているか。
- カ 使用料の徴収、現金管理及び未収債権の管理が適正に行われているか。
- キ 収支同額となっているが、支出内容は適切か。

モニタリング評価が適切に行われていない

【着眼点】

- ア 適切な評価基準に基づきモニタリング評価が行われているか。

(3) 財政援助団体監査

補助金が適正に支出されていない（支出事務の適正性、効率性）

補助金の目的が有効に果たされていない（有効性）

【着眼点】

- ア 補助金の支出目的は適正か、支出内容は適切か。（センター、環境財団）
- イ 補助金の目的が有効に果たされているか。（センター、環境財団）

3 本調査の実施

着眼点を中心に、対象団体、団体所管組織、施設所管組織の担当者等への質問、実査、関係書面の調査等を行い、事実を検証する。なお、本調査の過程で着眼点以外に関する課題が検出された場合は、当該事項についても併せて検証を行う。

4 所属長ヒアリングの実施

本調査の結果検出された課題について、監査事務局から団体所管組織、施設所管組織、必要に応じ対象団体の所属長（又は責任者）に対し、その内容を説明するとともに、事実の存否及び対応への見解を確認する。

5 委員監査会の開催

監査委員が直接監査するための場として、必要に応じて、委員監査会を開催する。

出資団体監査・財政援助団体監査

公益財団法人尼崎口腔衛生センター

対象団体	公益財団法人尼崎口腔衛生センター
団体所管組織	健康福祉局保健部保健企画課
監査の期間	平成30年10月23日から平成31年3月1日まで

第1 監査の対象

監査の対象は、平成29年度に執行された次の事務とする。ただし、必要に応じて28年度以前及び30年度についても対象とする。

- ① 対象団体における出納その他の執行事務
- ② 団体所管組織の執行事務のうち、当該団体に係る事務

第2 概要

1 対象団体の概要

名称 (所在地)	公益財団法人尼崎口腔衛生センター (尼崎市東難波町4丁目13番14号)	
設立	<p>障害者(児)等の歯科診療や休日急病歯科診療等を行うとともに、歯科予防衛生措置や口腔衛生機能向上を図り、市民の歯科相談センターとして、地域住民の利用に供し、もって保健衛生の増進に寄与することを目的に、昭和51年2月、財団法人尼崎口腔衛生センターとして設立され、平成24年3月に公益財団法人として認定を受けた。</p> <p>なお、歯科衛生士、歯科技工士養成のための歯科専門学校については平成21年度末に閉校した。</p>	
組織	<p>評議員： 6人 役員： 理事長、常務理事2人、理事2人、監事2人 職員： 8人(嘱託員1人、非常勤嘱託員2人含む)</p> <p style="text-align: right;">(平成30年3月末日現在)</p>	
市との関係	出 え ん 額	基本財産： 750万円(50%)
	役員の兼務等	評議員、理事長、監事
	そ の 他	<p>現所在地へ移転する前の土地は市有地であり、使用貸借契約が継続している(1,107.7㎡、建物現存)。</p> <p>なお、一般社団法人尼崎市歯科医師会(以下「歯科医師会」という。)が建て替えた新尼崎市歯科医師会館に併設した尼崎口腔衛生センター(以下「新口腔衛生センター」という。)は対象団体が区分所有している(占有面積 293.23㎡)。</p>

事業内容	<p>1 障害者（児）の歯科診療 知的・身体障害者等を対象とした歯科治療を月曜日から金曜日の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（金曜日は午前9時30分から正午まで）実施するもの</p> <p>2 休日急病歯科診療 急病人を対象とした歯科治療を日曜日・祝日、ゴールデンウィーク、お盆及び年末年始の午前10時から正午まで（年末年始は午前10時から午後1時まで）応急処置を行うもの</p> <p>3 口腔機能向上に関する検診指導・支援 介護予防事業の一環で、要介護高齢者等の口腔機能が低下している状態を早期に発見し、口腔機能向上の事業を通じて早期に改善する事業等</p> <p>4 口腔衛生に係る健診指導、普及の推進 歯と口の健康週間事業において、歯科医師会と協力して健診や啓発等を行う事業</p> <p>5 尼崎口腔衛生センターの設置、管理及び運営</p> <p>6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
その他	平成29年6月1日、これまでの所在地（尼崎市南武庫之荘3丁目24番5号）から新尼崎市歯科医師会館に移転した。

2 主要事業の実績（平成29年度）

（単位：千円）

区分	主な事業名	経常収益	経常費用	当期経常増減額
公益目的事業	・障害者（児）歯科診療事業	67,645	75,274	△ 7,629
	・休日急病歯科診療事業	10,409	11,866	△ 1,457
	・口腔機能向上事業等	5,735	7,073	△ 1,338
	合計	83,789	94,213	△ 10,424
収益事業	・事業所健診事業	7,435	6,570	865
	合計	7,435	6,570	865

予防・診療事業の受診者数の推移

（単位：人）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者（児）歯科診療	3,271	3,093	2,771	2,682	2,855
休日急病歯科診療	564	549	380	345	325
市内	457	406	318	310	301
市外	107	143	62	35	24
検診指導	368	346	191	195	138
フッ素塗布	189	129	117	80	11
合計	4,392	4,117	3,459	3,302	3,329

3 経営状況

〔比較正味財産増減計算書〕

(単位：千円)

科 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
I 一般正味財産増減の部					
經常収益	105,959	102,738	96,218	95,913	97,890
うち事業収益	43,198	43,353	38,265	39,207	39,877
うち市補助金	62,321	59,191	57,681	56,583	57,862
經常費用	112,955	105,917	100,875	98,579	108,158
うち人件費	47,094	42,018	38,060	33,909	35,465
うち委託料	41,108	42,280	41,253	40,769	41,040
当期經常増減額	△ 6,997	△ 3,180	△ 4,658	△ 2,666	△ 10,268
經常外収益	-	335	104	54	4,097
經常外費用	234	-	-	2	-
当期經常外増減額	△ 234	335	104	52	4,097
当期一般正味財産増減額	△ 7,230	△ 2,845	△ 4,554	△ 2,614	△ 6,170
うち公益目的事業	△ 6,825	△ 2,643	△ 4,418	△ 2,204	△ 6,855
うち収益事業	486	401	451	603	651
一般正味財産期首残高	195,749	188,519	185,674	181,120	178,507
一般正味財産期末残高	188,519	185,674	181,120	178,507	172,336
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	-	-	-	62,029	49,638
うち市補助金	-	-	-	62,029	53,681
うち一般正味財産へ振替	-	-	-	-	△ 4,042
指定正味財産期首残高	15,000	15,000	15,000	15,000	77,029
指定正味財産期末残高	15,000	15,000	15,000	77,029	126,668
III 正味財産期末残高	203,519	200,674	196,120	255,536	299,004

平成29年度決算においては、当期一般正味財産増減額は617万円の赤字となっている。これは、經常収益9,789万円（うち、市からの補助金5,786万円）及び經常外収益409万円に対して經常費用が1億815万円（うち、人件費3,546万円、委託料4,104万円）となったことによるものである。

また、当期指定正味財産増減額は4,963万円で、これは、新口腔衛生センターの整備に対する市補助金5,368万円を計上し、その減価償却分404万円を一般正味財産へ振り替えたことによるものである。

4 財政状態

[比較貸借対照表 (各年度末現在)]

(単位：千円)

科 目	平成 28 年度	平成 29 年度	対前年度増減
(資産の部)			
流動資産	62,490	44,173	△ 18,317
うち現金預金	56,768	38,378	△ 18,390
固定資産	217,807	266,348	48,541
うち建物 (新口腔衛生センター)	-	103,912	103,912
うち建物付属設備	-	23,851	23,851
うち口腔衛生推進基金積立資産	20,000	12,000	△ 8,000
うち建設仮勘定	73,027	-	△ 73,027
資産合計	280,297	310,521	30,224
(負債の部)			
流動負債	22,508	5,982	△ 16,526
うち未払金	22,166	5,268	△ 16,898
固定負債	2,253	5,536	3,283
負債合計	24,761	11,517	△ 13,244
(正味財産の部)			
指定正味財産	77,029	126,668	49,639
一般正味財産	178,507	172,336	△ 6,171
正味財産の部合計	255,536	299,004	43,468
負債・正味財産合計	280,297	310,521	30,224

資産総額は3億1,052万円で、前年度に比べ3,022万円(10.8%)増加している。これは主として、新口腔衛生センター移転に係る未払金の支払により現金預金が1,839万円減、新口腔衛生センター建設に伴い口腔衛生推進基金積立資産の取崩しなどにより同基金積立資産が800万円減及び新口腔衛生センター完成に伴い建設仮勘定で7,302万円減となったものの、建物で1億391万円及び建物付属設備で2,385万円皆増となったことによるものである。

負債総額は1,151万円で、前年度に比べ1,324万円(△53.5%)減少している。これは主として、流動負債において、移転に伴う什器備品購入分の未払金が1,689万円減となったことによるものである。

これらの結果、正味財産総額は前年度に比べ4,346万円(17.0%)増加した2億9,900万円となっている。

5 補助金の概要

(1) 尼崎口腔衛生センター補助金（運営費補助）

ア 目的

休日急病歯科診療をはじめ、歯科に関する検診、予防業務、障害者（児）歯科診療等を行っている対象団体に対し、運営費の一部を補助することにより、市民の歯科保健の推進を図るとともに、健康の推進に寄与する。

イ 対象

- (ア) 法人部門運営に要する経費（共通管理費）
- (イ) 公益目的事業会計部門運営に要する経費（障害者（児）歯科診療事業等）

ウ 交付根拠

決裁措置による補助（赤字補助）

エ 申請、請求及び収入状況

交付申請日	交付決定日	交付請求日	収入日	収入額（円）	実績報告書
H29. 4. 13	H29. 4. 21	H29. 5. 10	H29. 5. 31	13,604,500	H30. 5. 15
		H29. 7. 5	H29. 7. 31	13,604,500	
		H29. 10. 5	H29. 10. 31	13,604,500	
		H30. 1. 5	H30. 1. 31	17,048,500	
合 計				57,862,000	

オ 収支状況

	科 目	金 額（円）
収入	受取補助金	
	受取尼崎市補助金	57,862,000
支出	事業費	57,862,000
	法人管理費	26,571,659
	公益会計部門	27,846,341
	減価償却費	3,444,000
差 引		0

(2) 尼崎口腔衛生センター補助金（建設費補助）

ア 目的

尼崎口腔衛生センターは、築40年が経過し老朽化が激しく、耐震化も未整備であることから、新口腔衛生センターの建設工事について、対象団体に対して補助する。

イ 対象

新歯科医師会館及び新口腔衛生センターの複合施設建設工事における新口腔衛生センター部分に係る次の経費

- ・基本設計費用、実施設計費用、管理業務費用、工事費用

ウ 交付根拠

尼崎口腔衛生センター建設補助金交付要綱

当該要綱においては、平成28・29年度の2か年間、新口腔衛生センター建設費の一部を補助するものである。

エ 申請、請求及び収入状況

交付申請日	交付決定日	交付請求日	収入日	収入額 (円)	実績報告
H28. 5. 6	H28. 5. 18	H28. 5. 20	H28. 5. 31	4,493,664	H29. 5. 10
		H28. 7. 7	H28. 7. 29	13,862,016	
		H28. 10. 4	H28. 10. 31	42,709,080	
		H29. 1. 10	H29. 1. 31	964,440	
平成 28 年度合計				62,029,200	
H29. 4. 5	H29. 4. 12	H29. 4. 13	H29. 4. 28	41,744,640	H29. 6. 9
		H29. 5. 10	H29. 5. 31	11,936,160	
平成 29 年度合計				53,680,800	
平成 28・29 年度合計				115,710,000	

※平成 28 年度補助金の内訳

基本設計費用 4,493,664 円 実施設計費用 1,925,856 円

管理業務費用 1,928,880 円 工事費用 53,680,800 円

※平成 29 年度補助金の内訳

工事費用 53,680,800 円

オ 収支状況 (2 か年分)

	科 目	金 額 (円)
収入	受取補助金	
	平成 28 年度	62,029,200
	平成 29 年度	53,680,800
支出	建設費	
	平成 28 年度	62,029,200
	平成 29 年度	53,680,800
差 引		0

第3 監査の結果

監査の結果は次のとおりであった。

出資団体監査

1 団体の経営

対象団体は、市から赤字補てんとして経常費用の6割弱に相当する額の補助金を受け、障害者（児）歯科診療事業や休日急病歯科診療事業といった公益目的事業を実施しているが、当期一般正味財産増減額は赤字が続いている。

このような状況のなか、安定した公益目的事業の継続実施及びより効率的な事業運営を図るため、歯科医師会（対象団体への出せん額750万円（50%））、尼崎市及び対象団体の3者で構成する「尼崎口腔衛生センターのあり方検討会議（以下「あり方検討会議」という。）」において、対象団体の歯科医師会への移管（組織統合）及び移管後の事業の実施主体・実施方法など抜本的な見直しについて協議を進めている状況である。

こうしたことから、今後、継続中のあり方検討会議の進捗状況とその結果に基づく事業などに対する市の関わり方を注視していく必要がある。

2 出資者としての団体への関与

適切に行われていた。

財政援助団体監査

1 補助金の支出

適正に行われていた。

2 補助金の目的

有効に果たされていた。

出資団体監査・指定管理者監査・財政援助団体監査

公益財団法人尼崎環境財団
【尼崎市立弥生ヶ丘斎場・尼崎市墓園】

対 象 団 体	公益財団法人尼崎環境財団	
団 体 所 管 組 織	経済環境局環境部資源循環課	
指 定 管 理	管理する施設	① 尼崎市立弥生ヶ丘斎場 ② 尼崎市墓園
	施設所管組織	① 健康福祉局保健部生活衛生課 ② 同上
財 政 援 助	補助金	尼崎環境財団常務理事人件費補助金
	補助金所管組織	経済環境局環境部資源循環課
監 査 の 期 間	平成 30 年 10 月 23 日から平成 31 年 3 月 1 日まで	

第 1 監査の対象

監査の対象は、平成 29 年度に執行された次の事務とする。ただし、必要に応じて 28 年度以前及び 30 年度についても対象とする。

- ① 対象団体における出納その他の執行事務
- ② 団体、管理する施設及び補助金所管組織の執行事務のうち、当該団体に係る事務

第 2 概要

1 対象団体の概要

名 称 (所在地)	公益財団法人尼崎環境財団 (尼崎市東海岸町 1 番地の 120)
設 立	環境の保全及び公衆衛生の確保を図り、もって住民の生活環境の向上と福祉の増進に寄与することを目的に、昭和 56 年 3 月、財団法人尼崎市環境整備事業公社が設立され、平成 24 年 3 月に公益財団法人として認定を受け、公益財団法人尼崎環境財団と改称した。
組 織	評議員： 4 人 役員： 理事長、常務理事、理事、監事 2 人 職員： 49 人（臨時職員 4 人、特例職員 1 人含む） (平成 30 年 3 月末日現在)

市との関係	出 え ん 額	基本財産： 6,000 万円 (100%)
	役員 の 兼 務 等	評議員、理事長、監事、事務局長 (派遣)
	そ の 他	本社社屋・車庫の土地 (2,563.04 m ²) を年額 615 万円、本社職員駐車場用地 (1,115.26 m ²) を無償、斎場職員駐車場用地 (120.00 m ²) を年額 52 万円で借り受けている。
事業内容	<p>1 一般廃棄物の収集運搬及び処理に関する事業 し尿収集運搬等業務及びし尿処理施設運転維持管理業務や、尼崎市内の事業所から排出される一般廃棄物や剪定枝、駅前広場等の一般廃棄物の収集運搬などを行うもの</p> <p>2 環境美化及び環境保全の推進に関する事業 不法投棄を未然に防ぐための巡視パトロールや、不法投棄物・不法広告物の撤去等及びリサイクルなど環境保全についての啓発を行うもの</p> <p>3 斎場・墓園の管理運営に関する事業 尼崎市からの受託業務 (指定管理業務) で、火葬場と墓園の管理運営業務を行うもの</p> <p>4 その他上記の目的を達成するために必要な事業</p>	

2 主要事業の実績 (平成 29 年度)

(単位：千円)

区分	主 な 事 業 名	経常収益	経常費用	当期経常増減額
公益 目的 事業	・ 斎場、墓園の管理運営	223,997	220,608	3,389
	・ 環境美化及び環境保全の推進	100,222	98,290	1,932
	・ し尿の収集運搬及び一般廃棄物 処理施設の運営	71,292	69,763	1,529
	合 計	395,511	388,662	6,849
収益 事業	・ ごみ収集運搬事業	77,952	67,423	10,529
	合 計	77,952	67,423	10,529

3 経営状況

〔比較正味財産増減計算書〕

(単位：千円)

科 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
I 一般正味財産増減の部					
經常収益	525,903	515,808	512,861	515,228	511,460
うち指定管理運営事業収益	219,157	230,367	226,726	231,230	226,167
經常費用	511,106	498,868	495,149	496,998	493,481
うち人件費	357,996	318,190	320,633	323,255	327,700
うち光熱水費	55,013	58,687	52,994	45,675	48,448
当期經常増減額	14,796	16,940	17,711	18,231	17,978
經常外収益	-	433	-	-	-
經常外費用	-	-	-	-	7
当期經常外増減額	-	433	-	-	△ 7
法人税・住民税及び事業税	4,532	1,149	342	2,060	635
当期一般正味財産増減額	10,264	16,224	17,370	16,171	17,337
うちし尿・一般廃棄物	1,790	2,024	1,864	1,793	1,529
うち環境美化・保全	1,964	2,167	2,292	2,071	1,931
うち斎場・墓園	3,356	3,542	3,408	3,247	3,389
うちごみ収集運搬	1,418	5,686	7,595	6,112	7,394
一般正味財産期首残高	77,235	87,499	103,723	121,092	137,263
一般正味財産期末残高	87,499	103,723	121,092	137,263	154,600
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	-	-	-	-	-
指定正味財産期首残高	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
指定正味財産期末残高	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
III 正味財産期末残高	147,499	163,723	181,092	197,263	214,600

平成29年度決算においては、当期一般正味財産増減額は1,733万円の黒字となっている。これは、經常収益5億1,146万円（うち、斎場・墓園に係る指定管理料収入2億2,616万円）に対して經常費用が4億9,348万円（うち、人件費3億2,770万円、光熱水費4,844万円）で1,797万円の黒字となった上で、法人税等を63万円支出したことによるものである。

また、当期指定正味財産増減は変動がなく、正味財産期末残高は2億1,460万円となっている。

4 財政状態

[比較貸借対照表 (各年度末現在)]

(単位：千円)

科 目	平成 28 年度	平成 29 年度	対前年度増減
(資産の部)			
流動資産	73,092	88,841	15,749
うち現金預金	66,403	81,527	15,124
固定資産	354,485	371,440	16,955
うち退職給付引当資産	86,310	96,326	10,016
資産合計	427,578	460,282	32,704
(負債の部)			
流動負債	51,551	63,028	11,477
うち未払金	43,231	54,682	11,451
固定負債	178,764	182,654	3,890
負債合計	230,315	245,682	15,367
(正味財産の部)			
指定正味財産	60,000	60,000	0
一般正味財産	137,263	154,600	17,337
正味財産の部合計	197,263	214,600	17,337
負債・正味財産合計	427,578	460,282	32,704

資産総額は4億6,028万円で、前年度に比べ3,270万円(7.6%)増加している。これは主として、未払金の増加等により現金預金が1,512万円増、退職給付引当資産が1,001万円増となったことによるものである。

負債総額は、2億4,568万円で、前年度に比べ1,536万円(6.7%)増加している。これは主として、退職手当の増加に伴い未払金が1,145万円増となったことによるものである。

これらの結果、正味財産総額は前年度に比べ1,733万円(8.8%)増加した2億1,460万円となっている。

5 指定管理の概要

(1) 尼崎市立弥生ヶ丘斎場

ア 施設

項 目	概 要
名 称	尼崎市立弥生ヶ丘斎場
所 在 地	尼崎市弥生ヶ丘町1番1号
設置条例等	尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例、同施行規則
設置目的	葬儀式場施設の提供及び火葬に関する業務を行うため、市に斎場を設置する。
土 地	3,906.26 m ² 、第2駐車場 1,023.41 m ²
建 物	鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄筋コンクリート及び鉄骨造)2階建 延床面積 3,345.67 m ² 、他ガスメーター室 11.16 m ²

設 備	火葬炉 10 基、胞衣炉 1 基、排ガス処理設備、遺体保管庫 2 台等
利用時間	午前 9 時から午後 6 時 30 分まで
休 館 日	1 月 1 日、市長が別に定める日

イ 施設使用料

(単位：円)

区 分		使用料
葬儀式場※1	2 時間まで	5,200
	2 時間を超える場合	1,000/1 時間
火葬場※2	大人 1 体	13,200
	小人 1 体	6,600
	死産児 1 体	3,300
	胞衣、産汚物及び 人体の一部一個	1,500
遺体保管庫※1	1 体 1 日 1 回	3,000
手数料	火葬済証明、分骨証明等	300

※1 本市住民でないものが利用する場合は、当該使用料の 2 倍

※2 本市住民でないものが利用する場合は、当該使用料の 4 倍

ウ 指定期間及び業務範囲

当該施設の指定管理者制度導入年月日	平成 21 年 4 月 1 日
監 査 対 象 団 体 の 指 定 期 間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
条例に定める 指定管理業務の 範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1 火葬に関すること。 2 利用許可、その取消しその他斎場の利用に関すること。 3 斎場の利用に係る使用料の徴収に関すること。 4 斎場の施設及び付属設備の維持管理に関すること。 5 その他市長が必要と認める業務
協定に定める 指定管理業務の 内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理運営業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 総合調整業務 (2) 指定管理関係業務 (3) 葬儀社等指示調整 (4) 使用料等徴収業務 (5) 証明事務 (6) 労働安全衛生関係業務 2 施設管理業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建物、設備点検保守業務 (2) 監視、施錠業務

	(3) 事故、火災対応 (4) 再委託業務 3 火葬関係業務 (1) 火葬予約受付業務 (2) 遺体保管業務 (3) 火葬準備業務 (4) 炉前応接業務 (5) 火葬炉運転管理業務 (6) 整骨業務 (7) 収骨応接業務 (8) 遺骨保管引渡し業務 (9) 無縁仏法要会関係業務 (10) 残骨保管、引渡し業務 (11) 人体の一部等の焼却業務 (12) 死産児火葬業務 (13) 葬儀式場受付、貸し出し業務 (14) 1日葬パック用祭壇保管場所提供業務 (15) 仏具等の保管場所提供業務
--	--

エ 指定管理料（平成 29 年度）

（単位：円）

	金額		
		本体価格	消費税及び地方消費税
指定管理料	205,530,000	190,305,556	15,224,444

(2) 尼崎市墓園

ア 施設

項目	概要		
名称	尼崎市弥生ヶ丘墓園、尼崎市西難波墓園		
所在地	尼崎市弥生ヶ丘墓園	尼崎市弥生ヶ丘町	
	尼崎市西難波墓園	尼崎市西難波町2丁目	
設置条例等	尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例、同施行規則		
設置目的	本市における墓地の公園化を図るため、墓園を設置する。		
規模	尼崎市弥生ヶ丘墓園	敷地面積 48,022 m ²	区画数 5,064 区画
	尼崎市西難波墓園	敷地面積 2,577 m ²	区画数 1,410 区画
設備	墓地、部落有墓地、墓園管理事務所、駐車場、無縁塔等		
利用時間	午前0時から午後12時まで		

休園日	なし
-----	----

イ 施設使用料

(単位：円)

区 分	使用料
墓地使用許可書の再交付事務手数料	250
墓地年間使用料	1,500/㎡

ウ 指定期間及び業務範囲

当該施設の指定管理者制度導入年月日	平成 21 年 4 月 1 日
監 査 対 象 団 体 の 指 定 期 間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
条例に定める 指定管理業務の 範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1 墓地の使用許可その他墓地の使用に関すること。 2 当初使用料等の収納に関すること。 3 墓地の使用権の承継の許可その他墓地の使用権に関する こと。 4 改葬又は移転に関すること。 5 墓園の施設及び付属設備の維持管理に関すること。 6 その他市長が必要と認める業務
協定に定める 指定管理業務の 内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理運営業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定管理関係 (2) 団体、業者等への対応 (3) 墓地使用者等への対応、及び苦情対応 (4) 墓園状況の把握 (5) 墓参者交通整理 2 墓園維持管理業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 清掃に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 墓園内等の清掃 イ 管理棟の清掃 ウ 排水溝の清掃 エ 排水枡等の点検及び清掃 (2) 雑草処理に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 参道における雑草処理 イ 植栽帯や生垣下の雑草処理 (3) 樹木等に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 生垣、低木の剪定 イ 高木の剪定 ウ 樹木等の施肥 エ 樹木等の害虫駆除

	(4) ごみ回収に関すること。 (5) 花壇に関すること。 (6) 設備点検及び修繕関係業務 3 各種申請・手続に関すること。 (1) 各種申請・手続に関すること。 (2) 使用料等の徴収に関する事務 4 墓園使用料の未徴収区画に関すること。 5 無縁化墓地に関すること。 6 転貸使用の疑いがある墓地に関すること。 7 墓地募集事務
--	--

エ 指定管理料（平成 29 年度） （単位：円）

	金 額	金 額	
		本体価格	消費税及び地方消費税
指定管理料	20,637,000	19,108,334	1,528,666

6 補助金の概要

(1) 尼崎環境財団常務理事人件費補助金

ア 目的

公益財団法人として安定的な経営基礎を確立する。

イ 対象

人件費（常務理事 1 人）

ウ 交付根拠

決裁措置による補助

エ 申請、請求及び収入状況

交付申請日	交付決定日	交付請求日	収入日	収入額（円）
H30. 2. 19	H30. 3. 14	H30. 3. 15	H30. 3. 30	3,683,769

オ 収支状況

	科 目	金 額（円）
収入	受取補助金	
	受取尼崎市補助金	3,683,769
支出	管理費	3,683,769
	報酬	3,206,272
	法定福利費	461,447
	福利厚生費	16,050
	差 引	0

第3 監査の結果

監査の結果は次のとおりであった。

出資団体監査

1 団体の経営

対象団体、対象団体所管組織ともに同様の課題が見られたため、双方に対し要請を行う。

(P. 86～88 **委員改善要請事項 1**)

このほか、財団が所有するフォークリフトについて償却資産の申告を失念していた事例があった。(事務局措置要求事項)

2 出資者としての団体への関与

1 のとおり、対象団体及び団体所管組織に対し要請を行う。

(P. 86～88 **委員改善要請事項 1**)

指定管理者監査

1 指定管理者の選定

適正に行われていた。

2 協定の締結

適正に行われていた。

3 指定管理業務の履行

指定管理料の精算が収支同額で報告され、管理費の考え方及び内容が不透明になっていたため、対象団体及び指定管理施設所管組織に対し要請を行う。

(P. 89～90 **委員改善要請事項 2**)

このほか、基本協定書において定められた手続を踏まずに再委託契約を行っていた事例、事業の実施項目について実施頻度の指定が不明確であった事例について、対象団体及び指定管理施設所管組織に対し措置を要求した。(事務局措置要求事項)

また、施設・設備等の修繕に関して、市が求める報告内容が斎場と墓園で統一されていなかったため、市に蓄積すべき情報を整理するよう要請した。(事務局改善要請事項)

4 モニタリング評価

指定管理業務に係る実績報告書や収支報告が適切であるかの確認が不十分であったために、

3 で述べた事例があった。

財政援助団体監査

1 補助金の支出

適正に行われていた。

2 補助金の目的

有効に果たされていた。

＜公益財団法人尼崎環境財団の経営状況について＞

[公益財団法人尼崎環境財団、経済環境局]

1 設立の経緯と現状

(1) 設立の経緯

公益財団法人尼崎環境財団（以下「対象団体」という。）は、公共下水道整備に伴う水洗化の促進により、し尿収集戸数が激減し民間委託業者の経営に困難が生じたことから、その後の当該事業を担うことを主目的に昭和56年3月に設立された。

(2) 経営状況及び財政状態

[比較正味財産増減計算書]

(単位：千円)

	H25	H26	H27	H28	H29
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
事業収益	492,131	505,918	502,397	505,930	502,544
し尿収集運搬等事業収益	79,028	81,286	81,286	90,256	90,256
環境美化・環境保全推進事業収益	99,235	107,158	107,158	107,158	108,600
斎場・墓園管理運営事業受託収益	219,157	230,367	226,726	231,230	226,167
ごみ収集運搬事業収益	94,711	87,107	87,227	77,286	77,521
受取補助金	5,945	4,824	4,538	4,250	3,804
その他経常収益	27,827	5,065	5,926	5,049	5,112
経常収益合計	525,903	515,808	512,861	515,228	511,460
(2) 経常費用					
人件費	357,996	318,190	320,633	323,255	327,700
一般管理費	153,110	180,678	174,517	173,743	165,781
経常費用合計	511,106	498,868	495,149	496,998	493,481
当期経常増減額	14,796	16,940	17,711	18,231	17,978
2 経常外増減の部	-	433	-	-	△ 7
法人税及び住民税	4,532	1,149	342	2,060	635
当期一般正味財産増減額	10,264	16,224	17,370	16,171	17,337
一般正味財産期末残高	87,499	103,723	121,092	137,263	154,600
II 指定正味財産増減の部					
指定正味財産期末残高	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
III 正味財産期末残高	147,499	163,723	181,092	197,263	214,600

直近5年間の実績を見ると、平成26年度から29年度においては、1,600万円を超える一般正味財産の増を計上し、安定している。29年度では事業収益全体の95.4%が市からの一者特命随意契約等による受託事業である。

また、29年度には新規事業として「エコひょうご尼崎発電所見学者等対応業務」を受託しており、環境美化・保全推進事業収益のうち140万円ほどの新規収入を得ている。

〔貸借対照表（平成 29 年度末現在）〕

（単位：千円）

（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	88,841	流動負債	63,028
うち現金預金	81,527	固定負債	182,654
固定資産	371,440	負債の部 合計	245,682
うち特定資産	143,207	（正味財産の部）	
うちその他の固定資産	168,233	指定正味財産	60,000
		一般正味財産	154,600
		正味財産の部 合計	214,600
資産の部 合計	460,282	負債・正味財産の部 合計	460,282

流動比率（流動資産/流動負債）は 141.0%と、当面の資金繰りには問題がない。

しかしながら、減価償却の累計額と引当資産の積立て状況については、近年は当年度償却額を引当資産として積み立てることができているものの、過去に積み立てられなかった時期があったことから、次のとおり 3 億円以上のかい離がある状態となっている。

平成 29 年度末 減価償却累計額と引当資産額 （単位：千円）

建物	車両運搬具	什器備品	累計額合計	引当資産	かい離額
A	B	C	D = A + B + C	E	D - E
321,939	95,638	2,191	419,768	44,381	375,387

(3) 経営の方向性

平成 20 年度において、市は廃止等を検討していた対象団体を存続させ斎場等の指定管理業務を担わせる等で活用していくべきと判断をしている。その際の市方針（＜参考＞参照）において、対象団体の業務については、民間業者でも代替可能な業務については民間への移行を進め、一方で直営業務のうちより公益性の高い業務を対象団体に移行するなどの業務調整を行うと整理され、現在に至っている。

＜参考＞

財団法人尼崎市環境事業公社の今後のあり方について（市方針）抜粋

平成 20 年 12 月 11 日

- 1 概要・検討経過 略
 - 2 今後のあり方について

市としては、現在、市が公社へ委託している事業のうち、民間事業者でも代替可能な業務については、民間への移行を段階的に進めていく一方で、現行の直営業務のうち、公社で実施することがふさわしい、より公益性の高い業務を移行するなど新たに公社に向けた業務調整を行い、今後とも公社の組織と人材を本市のまちづくりに活用していくべきであると判断した。
 - 3 業務内容等
 - (1) 現在、市から公社へ委託している業務
 - ①し尿収集運搬業務 ②不法看板等撤去業務 ③駅前広場等清掃業務
 - ④資源リサイクルセンターごみ搬送業務 ⑤下水道施設維持管理業務
 - ⑥施設ごみ収集業務
 - (2) 今後、民間事業者への移行を検討している業務

上記、①③～⑥の業務
 - (3) 今後、新たに公社への移行を検討している業務
 - ・資源の再利用やごみの減量化に係る普及・啓発業務
 - ・環境美化の推進に関する業務
 - ・継続的、安定的なサービスの提供が求められる業務（斎場、墓園管理業務）等
- 以上

(4) 収益事業の現状

＜参考＞3(2)に示された業務のうち、③駅前広場等清掃業務の一部（現 駅前ターミナル等清掃に伴うごみ収集運搬業務）及び④資源リサイクルセンターごみ搬送業務（現 資源リサイクルセンター等廃棄物搬送業務）については、10年が経過した現在においても、いまだ民間移行を実現できていない。その理由は、移行した場合には事業収入が皆減となるが、当該事業に従事する職員分の人件費は負担として残り、対象団体が収支不足に陥る可能性が高いためである。この課題に対し、収益事業については退職不補充で運営しているが、民間移行の実現についてスケジュール等のめどは立っていない。

平成29年度 収益事業の一覧

（単位：千円）

収益事業	受託元	事業収入（税込）
資源リサイクルセンター等廃棄物搬送業務	尼崎市	49,356
駅前ターミナル等清掃に伴うごみ収集運搬業務	尼崎市	11,526
施設ごみ収集運搬事業	民間企業等	16,639

2 課題

対象団体の実施事業は、市方針に従いこの10年間で民間移行すべきとされたものは順次民間移行を実施してきたが、1(4)のとおり民間移行が進められていない事業があり、市としては、一者特命随意契約が継続していることで結果的に委託料の負担が大きくなっていることが懸念される。引当資産不足の解消も含め、引き続き対象団体の財務体質の強化が求められている。

しかしながら、公益財団会計の収支相償の原則上、公益事業では利益を積み上げることはできず、また、収益事業においても、新たな事業の開拓については、対象団体は公的団体であることから人件費等において他企業と競うには不利な状況にある。

さらに、今後も人口減少などによるごみ・リサイクル関連事業の減少や民間へのアウトソーシング対象事業の拡大なども想定され、財団を取り巻く環境はより厳しいものになることが予想される。

【要請の内容】

公益財団法人尼崎環境財団の経営状況については、予定していた事業の民間移行は移行後の収支状況懸念等もあり進んでおらず、進行中の第2次中期経営計画でも見通しが立っていない状況である。

事業の効率性・経済性を考慮すると、当初方針どおり民間でできる業務は民間へ移行していくことが望ましく、そのための具体的方策とタイムスケジュールを極力早期に明確にするよう要請する。

＜指定管理料における管理費の積算について＞

〔公益財団法人尼崎環境財団、健康福祉局〕

1 収支報告の現状

指定管理業務の収支については、毎年度、斎場及び墓園の所管課である生活衛生課において実績や見積りに応じて必要経費の積算・予算措置を行い、指定管理業者から年度終了時に提出される事業報告書により報告を受けている。

今回、平成 29 年度の収支について、生活衛生課の予算積算時の資料及び対象団体の総勘定元帳（内訳簿）、管理費の按分内容がわかる書類等のうち指定管理業務に係るものを調査した結果、精算書の管理費が実態に即していない事例が見られた。

平成 29 年度 指定管理料 収支状況 (単位：円)

科 目		斎 場	墓 園
収入	指定管理料	205,530,000	20,637,000
支出	人件費	100,774,565	10,310,321
	物件費等支出	75,202,595	7,108,439
	減価償却費	-	741,197
	退職給付費	10,737,110	778,192
	退職共済掛金	3,138,573	128,912
	管理費配賦	11,399,620	1,407,478
	管理費	4,277,537	162,461
	支 出 合 計	205,530,000	20,637,000
収 支 差 額		0	0

2 精算における課題

直接経費や管理費配賦（県と協議の上費目や按分が決まっている共通経費）を事業費として計上した上で、精算額が 0 円となるよう差額を管理費として計上しており、実際の管理経費が不透明となっている。

なお、斎場及び墓園それぞれの管理費について、仮に従事員按分で試算すると、斎場では収支差額はマイナス 857 万円、墓園では収支差額はマイナス 182 万円となった。

<参考>

管理費を従事員按分した場合の指定管理料 収支状況(監査事務局試算) (単位:円)

科 目		斎 場	墓 園
収入	指定管理料	205,530,000	20,637,000
支出	人件費	100,774,565	10,310,321
	物件費等支出	75,202,595	7,108,439
	減価償却費	-	741,197
	退職給付費	10,737,110	778,192
	退職共済掛金	3,138,573	128,912
	管理費配賦	11,399,620	1,407,478
	管理費	12,854,418	1,990,579
	支 出 合 計	214,106,881	22,465,118
収 支 差 額		△ 8,576,881	△ 1,828,118

【要請の内容】

選定対象を一団体に限定した指定管理においては、一者特命随意契約と同様に、業務の遂行にあたっては、当然のことながら、より一層の適正性・透明性が求められるところである。その理解の下、適切と認められる管理費の考え方、内容を明らかにし、指定管理料の透明性を確保するよう要請する。